

有価証券報告書

事業年度 自 2020年4月1日
(第82期) 至 2021年3月31日

今村証券株式会社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第82期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	7
2 【事業等のリスク】	9
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	12
4 【経営上の重要な契約等】	15
5 【研究開発活動】	15
第3 【設備の状況】	16
1 【設備投資等の概要】	16
2 【主要な設備の状況】	16
3 【設備の新設、除却等の計画】	16
第4 【提出会社の状況】	17
1 【株式等の状況】	17
2 【自己株式の取得等の状況】	20
3 【配当政策】	20
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	21
5 【業務の状況】	33
第5 【経理の状況】	37
1 【財務諸表等】	38
第6 【提出会社の株式事務の概要】	71
第7 【提出会社の参考情報】	72
1 【提出会社の親会社等の情報】	72
2 【その他の参考情報】	72
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	73

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 2021年6月23日

【事業年度】 第82期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 今村証券株式会社

【英訳名】 The Imamura Securities Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 今村直喜

【本店の所在の場所】 石川県金沢市十間町25番地

【電話番号】 076-263-5222 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 吉田栄一

【最寄りの連絡場所】 石川県金沢市十間町25番地

【電話番号】 076-263-5222 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 吉田栄一

【縦覧に供する場所】 福井支店
(福井県福井市新田塚一丁目80番36号)

富山支店
(富山県富山市本町6番20号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第78期	第79期	第80期	第81期	第82期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益	(千円)	2,897,372	3,887,276	2,911,184	3,299,722	4,973,159
(内、受入手数料)	(千円)	(2,798,922)	(3,800,786)	(2,832,880)	(3,228,159)	(4,912,637)
純営業収益	(千円)	2,877,265	3,860,294	2,890,547	3,275,786	4,948,765
経常利益	(千円)	453,753	1,049,339	350,337	567,683	1,898,643
当期純利益	(千円)	272,639	660,649	205,894	340,657	1,205,898
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	857,075	857,075	857,075	857,075	857,075
発行済株式総数	(株)	2,660,000	2,660,000	2,660,000	2,660,000	2,660,000
純資産額	(千円)	7,522,662	8,217,799	8,339,950	8,580,152	9,910,597
総資産額	(千円)	15,163,328	16,123,393	14,856,176	15,369,859	19,886,781
1株当たり純資産額	(円)	2,828.13	3,089.49	3,135.42	3,225.72	3,725.97
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額)	(円)	12.50 (—)	25.00 (—)	12.50 (—)	22.50 (—)	80.00 (—)
1株当たり当期純利益	(円)	102.50	248.37	77.41	128.07	453.36
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	49.6	51.0	56.1	55.8	49.8
自己資本利益率	(%)	3.7	8.4	2.5	4.0	13.0
株価収益率	(倍)	10.3	6.4	12.9	6.5	3.9
配当性向	(%)	12.2	10.1	16.1	17.6	17.6
自己資本規制比率	(%)	659.5	611.2	647.9	701.1	705.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,165,046	△121,315	1,390,765	1,140,816	1,344,354
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△596,241	△332,175	△207,037	△121,378	△176,125
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△28,876	△33,275	△66,497	△33,248	△59,915
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	4,197,600	3,699,165	4,780,696	5,743,685	6,853,356
従業員数	(名)	181	185	191	200	203
株主総利回り (比較指標: TOPIX(配当込み))	(%) (%)	105.4 (114.7)	160.2 (132.9)	104.0 (126.2)	89.3 (114.2)	187.6 (162.3)
最高株価	(円)	1,099	2,453	1,744	1,090	1,817
最低株価	(円)	787	950	951	723	815

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 「持分法を適用した場合の投資利益」については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 自己資本規制比率は、金融商品取引法に基づき、決算数値を基に算出したものであります。
6. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）におけるものであります。
7. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第80期の期首から適用しており、第79期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社は、1921年3月に株式会社金沢米穀取引所での取引を行うことを目的に、石川県金沢市で今村直治商店として創業いたしました。

その後、1944年7月に今村証券株式会社を設立し、証券業に転業いたしました。

設立以後の経緯は次のとおりであります。

年月	概要
1944年7月	企業整備令に基づき今村直治商店が金沢市所在志鷹吉蔵商店及び藤井外治商店並びに七尾市所在小島喜四郎商店の3店を統合して今村証券株式会社（資本金10万円）を設立
1948年10月	証券取引法に基づき証券業者として登録
1951年5月	七尾出張所開設
1965年12月	小松証券株式会社を吸収合併、同時に小松支店を開設
1968年4月	証券取引法の改正に基づき免許を取得、七尾出張所の七尾営業所への昇格
1975年4月	丸岡営業所開設
1978年4月	砺波営業所開設
1980年9月	加賀営業所開設
1983年9月	丸岡営業所廃止、福井営業所開設
1986年9月	新湊営業所開設
1987年9月	弥生営業所開設
1988年7月	福井営業所の福井支店への昇格
1990年5月	板垣営業所開設
1990年9月	金地金の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理並びに保管業務を開始
1991年10月	弥生営業所の弥生支店への昇格
1996年7月	加賀営業所の加賀支店への昇格
1998年12月	証券取引法の改正に基づく証券業の登録
1999年9月	保険業法第2条第22項に規定する保険募集業務を開始
1999年10月	インターネットトレード「i√（アイ・ルート）」を開始
1999年12月	商品取引所法の規定に基づく商品取引員の許可
2003年11月	有価証券の元引受業務の認可
2003年12月	東京証券取引所の総合取引参加者資格を取得
2004年7月	七尾営業所の七尾支店への昇格、板垣営業所の板垣支店への昇格
2004年12月	ジャスダック証券取引所の取引参加者資格を取得
2005年1月	証券総合取引口座の取扱いを開始
2005年10月	新湊営業所の高岡市への移転及び高岡支店への昇格、砺波営業所の砺波支店への昇格
2006年2月	新規公開株の引受幹事に初参加
2007年9月	金融商品取引法の規定に基づく金融商品取引業者の登録
2009年2月	普通社債の引受幹事に初参加
2010年4月	大阪証券取引所のジャスダック取引資格を取得
2010年12月	大阪証券取引所の現物取引資格（市場第一部・第二部）及び先物取引等取引資格を取得
2011年1月	商品先物取引法の規定に基づく商品先物取引業者の許可
2014年12月	東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に株式を上場
2017年4月	富山支店開設

3 【事業の内容】

当社の事業は、金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を主な内容とし、顧客に対して資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。

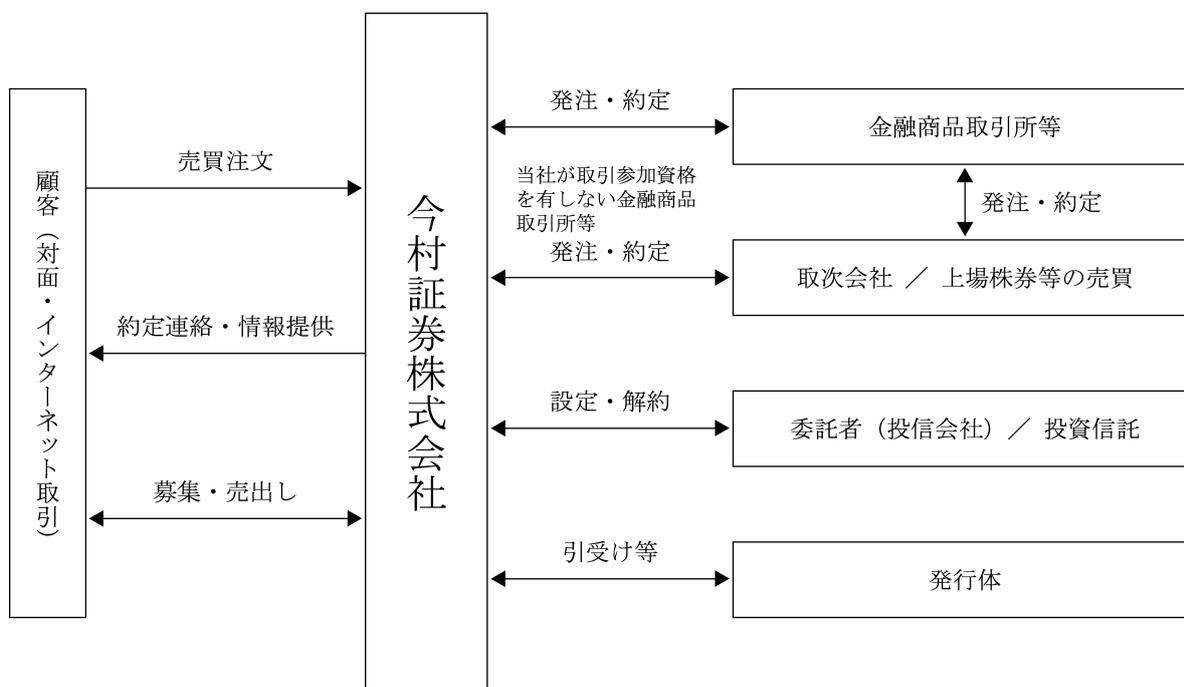
また、当社の事業は、投資・金融サービス業という単一セグメントであります。

主たる業務は次のとおりであります。

- (1) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という。）
- (2) 有価証券の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- (3) 取引所金融商品市場（外国金融商品市場を含む。）における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (4) 有価証券の引受け
- (5) 有価証券の募集又は私募
- (6) 有価証券の売出し
- (7) 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (8) 商品関連市場デリバティブ取引の受託業務

上記のほか、金融商品取引業に付随する業務、その他商品先物取引受託業務、金地金売買、保険販売等を営んでおります。

事業の系統図は次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
203	37.1	15.2	8,194

- (注) 1. 当社の事業は、投資・金融サービス業という単一セグメントであり、全従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員数であります。
3. 従業員数には、従業員兼務役員は含まれておりません。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

現在、労働組合は組織されておりません。

労使関係は安定しており、労使協調して社業の発展に努力しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は「百術不及一誠」を社是としております。これは“百術は一誠に及ばず”と読み、どんなに小細工を弄しても真心にはかなわない、という意味です。すべてのお客様に誠心誠意で接することが大切だということを教えている言葉で、この方針に基づきお客様の最善の利益を追求することにより、お客様とともに発展し続ける企業を目指しております。

経営理念としては「独立独歩」「進取の気性」「百尺竿頭進一步」を掲げております。特色ある路線を歩み、そして常に未来を見据えて未来を先取りし続けたい、そのためには百尺もある高い竿の先まで登り、必要とあらばなおそこから思い切って一步を踏み出す勇気を持ちたい、そういう経営があつてこそ初めて、お客様に選ばれる証券会社であり続けられる、ひいては日本の資本市場を引っ張り、国民経済に寄与することができると考えております。

(2) 目標とする経営指標

当社は、収益構造の多様化と新しい収益分野への積極的な取組みにより、安定的・持続的成長を目指しております。

当社は株式市場の相場状況に左右されない体質作りを目指しており、その指標としているのが経費カバー率です。経費カバー率は、以下の算式により算出しており、安定的に80%超とすることを目指しております。

$$\text{経費カバー率} = \frac{\text{純営業収益} - \text{委託手数料（株券）} - \text{株式売買益}}{\text{販売費} \cdot \text{一般管理費}}$$

当事業年度の経費カバー率は88.8%（前事業年度は73.4%）と目標とする80%を大幅に上回りました。これは債券及び受益証券による手数料が増加したためであります。引き続き、委託手数料（株券）以外の収入を増やすとともに、冗費の節約に努めたいと存じます。

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社を取り巻く経営環境においては、インターネット専門証券会社の台頭や、これら専門証券会社を中心とした手数料の引き下げや一部無料化、競合他社同士の合併・業務提携等により、他社との競争が激化しております。また、小口投資サービスやロボアドバイザー等F i n T e c h（フィンテック）を活用した異業種からの参入も相次いでおり、競合他社との差別化がさらに求められる状況となっております。一方で、資産形成や資産管理に関心を持つシニア層や将来受け取る年金に不安を抱く若年層においては、人生100年時代に向けて投資への関心が高まっており今後はさらに広く浸透していくと思われ、その流れは当社の顧客基盤の拡大にとっても追い風となることが期待されます。

このような状況のもと、当社は、北陸3県では最も多い10店舗を展開する証券会社として、競合他社の戦略に対抗する策を常に考え、実行していくことで、当社の営業基盤は強化されと考えております。そのために中長期的な経営戦略として「情報提供の充実を図ること」、「多様な商品を持つこと」及び「新規顧客の獲得」の3点に注力していく方針です。

「情報提供の充実を図ること」については、当社作成の「Imamura Report」や専門調査機関等より提供を受けている情報を活用して提案力を磨くとともに、研修等により信頼される営業員を育成します。また、調査部門による質の高い情報提供に努めます。「多様な商品を持つこと」については、受入手数料に占める株式委託手数料以外の受入手数料等の比率を高めることにより、前述した経費カバー率が安定的に80%超となるよう努めます。そのためには成長が期待される新たな仕組みの金融商品の販売にも積極的に取り組むとともに、有価証券の引受業務の増加を図ります。「新規顧客の獲得」については、5年間で1万5千口座の新規顧客の獲得を目指しております。当事業年度の開設口座数は3,747口座、過去5事業年度の累計では16,485口座と目標を達成しております。今後も厳しい

環境が予想されますが、新事業年度においても引き続き単年度の目安となる3,000口座以上の新規顧客の獲得を目指します。新型コロナウイルスの感染拡大を受け社員や顧客の健康を守るために飛び込み営業が制限され、目標達成が困難となることが予想されます。そのような中でも当社は、テレコールを中心にする等、接触を減らしながら効率的な新規顧客の獲得を図ってまいります。

なお、当社には営業活動に関する大量のデータが蓄積されており、これまでは主にコンプライアンスを重視して営業活動の管理に利用してきました。今後は前述の3点の経営戦略についてより積極的に取り組むためにも、当データを活用してまいります。具体的には、ビジネスインテリジェンス（以下「BI」という。）ツール等を用いて営業現場において当データを分析し、現状の把握からマーケティングへの応用等を行っていきます。また、AI機能との連携を図ることで、分析力の向上も図っていきたくと考えております。

(4) 会社の優先的に対処すべき課題

当社では、多様化する投資家のニーズを捉え一層の企業価値の向上を図るため、以下の項目を優先的に対処すべき重要な課題と認識しております。

①情報提供の充実

当社の主たる顧客は北陸3県に所在しており、大手調査機関等の作成するレポート等では顧客のニーズに必ずしも添えない状況であるため、顧客向け情報誌「情報シャトル特急便」、北陸経済動向や北陸企業ニュース等で構成する「Imamura Report」を発行しております。これらに加え専門調査機関の作成するレポート等により、顧客への投資情報提供の充実に努めます。

②新規顧客の獲得

当社の顧客基盤の拡大には、既存顧客との取引増加と新規顧客の獲得が必要だと認識しております。特に新規顧客の獲得にあたっては、顧客のニーズを十分に把握するためにも多種多様なサービスを提供することが必要と考えており、営業員一人ひとりに多機能携帯端末及びスマートフォンを携帯させ、営業用資料の共有及び投資情報の迅速な提供を図るほか、自社開発のシステム、データを活用して効率的できめ細やかな営業活動を行います。

日本は高齢化と人口減少期に入っており、当社の営業地盤である北陸においては、3大都市圏と比べるとその進行は早くなっています。当社はこのような状況にあっても顧客数の増加を図るために、年間3,000名の新規顧客の獲得に取り組んでいるところです。将来受け取る年金に不安を抱く若年層には、老後資金の形成のために定額定期に投資信託を買い付ける投信積立やつみたてNISAを積極的に提案して顧客の増加につなげていきます。また、高齢化社会における資産形成や資産管理に関心が高まる今こそ、対面営業の強みを活かして、顧客のニーズに合った提案・サポートを行い、コンプライアンス面にも目を配りながら高齢顧客層との取引においてもサービスの充実に努めます。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大により生活様式の変化が求められており、新規顧客の獲得にあたっては不特定の方々への飛び込み訪問による接触はできなくなっています。従来から行っている電話による接触を幅広く行うことを中心にして、客先への移動時間を節約し効率的に顧客基盤の拡大を図ります。また、役職員及びその同居家族の健康観察を日々行い発熱等体調不良者がいる場合は休業させ、訪問して顧客と直接対話する場面においては、事前にアポイントメントを取った上で行き、マスクの着用等の感染拡大予防策を徹底いたします。

③安定した収益の確保

収益に占める株式売買による委託手数料の割合が高く、株式市況の影響を受けやすい状況にあります。顧客の多様なニーズに応えるため他社株転換条項付円建社債の販売や募集取扱い受益証券の拡充だけでなく、外債建債券及び金地金の販売等にも取り組んでおります。これらの商品に注力していくことで安定した収益の確保に努める所存です。この指標として前述した経費カバー率を採用し、安定的に80%超とすることを目指しております。

また、顧客の資産状況や商品の購入状況等のデータをBIツールを活用して分析し、様々な切り口から視覚化することでニーズに合った商品を提案していきます。さらにはAI機能と連携し、顧客のニーズに合った商品を予測する等、データを活用することで収益向上につなげてまいります。

④コンプライアンスの一層の強化

当社では、顧客本位の業務運営に関する取り組みを通し、顧客からの信頼を獲得し維持していくことが、事業拡大に欠かせない重要な事項と考えており、これまで法令遵守の徹底のため内部管理組織を整備し、顧客からの信頼向上に努めてまいりました。また、顧客からの信頼をより高めていくためにも、引き続き当社役職員への教育・研修等によりコンプライアンスの更なる充実に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

本有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、当社では、事業等のリスクを、将来の経営成績等に与える影響の程度や発生の蓋然性等に応じて、「特に重要なリスク」「重要なリスク」に分類しております。

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

<特に重要なリスク>

(1) 市場の縮小に伴うリスクについて

株式相場下落又は低迷により流通市場の市場参加者が減少し株券等の売買高が縮小する場合には、委託手数料が減少する可能性があります。また、発行市場においても、株式相場下落又は低迷により他社株転換条項付円建社債等の株式系仕組債・投資信託等の販売額が縮小し、引受け・募集等に係る手数料が減少する等、同様の影響を受ける可能性があります。このような場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。株式相場下落又は低迷の時期を予想することは困難であり、その期間についても同様であります。当社は、株式以外での収益を高めることで、当リスクの軽減を図っております。

(2) 競合によるリスクについて

規制緩和に伴う銀行等との競合、異業種からの参入、競合他社同士の合併・業務提携等により競合他社との競争が激化しております。当社が競争力を維持できない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社は取扱商品の豊富な品揃え、インターネット取引の自営、顧客から信頼される営業員の育成等、競争力の維持・向上に努めており、当リスクの顕在化する可能性は低いと思われま

(3) 収益基盤に関するリスクについて

当社の主たる顧客は、個人投資家であります。このため、個人投資家の投資行動の変化が業績に影響する可能性があります。個人投資家の投資行動の変化は、年齢、相場環境、景気動向、税制の変更等様々であります。当社は、新規顧客の獲得に注力して収益基盤の拡大を図っており、当リスクの顕在化する可能性は低いと思われま

(4) 固定資産の減損について

当社は、すべての本支店の土地・建物を保有し、固定資産のグルーピングを店舗単位で行っております。これらの中には市場価格が著しく下落しているものがあり、収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなる可能性があります。「固定資産の減損に係る会計基準」に規定される減損損失を認識するに至った場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

<重要なリスク>

(1) 主要な事業活動の前提となる事項について

当社は、金融商品取引業を営むため、金融商品取引法第29条に基づく「第一種金融商品取引業」の登録を内閣総理大臣より受けております。金融商品取引業者は、金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し、法令又は法令に基づく規定に違反した時は、登録又は認可の取消し、一定期間の業務停止又は何らかの改善命令を受ける可能性があります。当事業年度末時点では、法令違反等による業務改善命令や業務停止命令等の行政処分該当する事実はないと認識しております。当社は、法令遵守を重視した運営を行っており、登録等の取消しに至る事態が発生する可能性は低いと思われませんが、事業内容が単一セグメントであることから、将来何らかの事由により登録等の取消しを命じられた場合には、当社の経営成績、財政状態並びに企業の継続に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 自己資本規制比率について

金融商品取引業者には、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、自己資本規制比率維持の規制が課されており、同比率に関し120%を下回ることのないようにする必要がありますが、当事業年度末時点では、当社において同比率が120%を下回る事実はないと認識しております。当社は、市場リスク相当額に上限を設けるとともに、同比率を営業日毎に算出して200%を下回らない運営を行っていることから、当リスクが顕在化する可能性は低いと思われませんが、将来何らかの事由により定められた自己資本規制比率を維持できない場合は、業務停止や金融商品取引業者の登録の取消しを命じられる可能性があります。また、経営環境の悪化による損失計上等の要因により自己資本規制比率が著しく低下した場合には、比率を維持する観点から積極的にリスクをとり収益を追求することが困難となり、収益機会を逸する可能性が高まります。その結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 市場リスクについて

当社は、自己の計算において、株価・債券価格・金利・為替その他市場価格等の変動に伴うリスクを内包した金融資産を保有しております。例えば、他社株転換条項付円建社債について、仕入契約締結後の売出し期間中に、株価等の市場価格が低迷し販売残が発生した場合には、その販売残を仕入価格を大幅に下回る価格で転売することにより、損失が発生する可能性があります。当社ではリスク管理を徹底しており、当リスクが顕在化する可能性は低いと思われませんが、市場価格が急激に変動した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 取引先又は発行体の信用力悪化に伴うリスクについて

当社の取引先が決済を含む債務不履行に陥った場合、また、当社が保有する有価証券の発行体の信用状況が著しく悪化した場合には、元本の毀損や利払いの遅延等により損失を被り、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社は、取引先が債務不履行となることのないよう社内規程によりリスクの軽減を図り、商品有価証券については、保有期間を短くしてリスクの軽減を図っており、当リスクが顕在化する可能性は低いと思われません。

(5) 業務処理におけるリスクについて

当社では、各種規程の整備やコンプライアンス体制の整備強化に努めておりますが、事務処理プロセスで発生する事務ミス、事故、又は不正等により損失が発生する可能性があります。また、このような事により、社会的信用が低下する等、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社は、事務ミス、事故、又は不正等の発生を抑止するための各種統制を実施しており、当リスクが顕在化する可能性は低いと思われません。

(6) システムに関するリスクについて

当社が業務上使用するコンピュータ・システムや通信回線にハードウェアの不具合、ソフトウェアの不具合、人為的ミス、不正アクセス、災害、停電等の諸要因により障害が発生した場合、障害規模によっては当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社が使用しているコンピュータ・システムや通信回線は原則として冗長化構成とし、使用しているソフトウェアについては、使用開始前に必ずテストを実施して不具合の発生を予防しております。また、人為的ミスや不正アクセスについては、監視機能の充実を図り、災害・停電等については訓練を実施して備えております。このような対策により、当リスクが顕在化する可能性は低いと思われれます。

(7) 風評リスクについて

当社の事業は、法人、個人のお客様からの信用に大きく依存しています。当社役員に起因する法令違反や訴訟等が発生した場合には、当社の社会的信用が低下する可能性があります。また、憶測や事実に基づかない風説等が流布された場合、その内容の正確性に関わらず、当社の社会的信用が低下する可能性もあります。その結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社は、インターネット上で当社に関する事実に基づかない書込み等の発見に努めており、当リスクの顕在化する可能性は低いと思われれます。

(8) 法令遵守に関するリスクについて

当社は、法令遵守に係る問題について内部統制の整備を図り、より充実した内部管理体制の確立と役職員の教育・研修等を通じて意識の徹底に努めております。しかしながら、価格変動商品を扱っている業務の特殊性から、そのプロセスに関与する役職員の故意又は過失により法令に違反する行為がなされる可能性があります。このような場合には、訴訟等を提起され、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼすような損害賠償を求められる事案が生じる可能性があります。当社は、苦情・相談のための専用窓口を設置するとともに、通話のモニタリングに努めて法令違反行為の抑止及び早期発見を図っており、当リスクの発生頻度は低いと思われれます。なお、当事業年度末時点において、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のある訴訟等はありません。

(9) 情報セキュリティに関するリスクについて

当社は、個人データの安全管理に係る取扱規程を整備し管理には万全を期しておりますが、サイバー攻撃によるウイルス・マルウェア感染及び不正アクセス等並びに故意又は過失により、万一、基幹システムの停止や情報が外部に漏洩した場合には、賠償金の発生や社会的信用が失墜すること等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社は、ウイルス・マルウェア感染や不正アクセス等の対策を実施しておりますが、日々状況が変化しており完全に回避することは困難なため、発生に備えた訓練を実施する等の対応を行っております。また、故意・過失による流出についても技術的な対策を行うとともに、全役員を対象とした情報セキュリティ研修を実施して啓蒙を図っております。これまでのところ被害は確認されておりませんが、新型コロナウイルス感染拡大の予防策としてテレワークを推進する中、細心の注意を払っているものの依然として世界的にサイバー攻撃は増加しており、リスクは増大傾向にあると認識しております。

(10) 災害等に関するリスクについて

自然災害の発生や感染症の流行等により事業の縮小を余儀なくされた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。特に、当社の営業基盤は北陸地区を主力としており、この地区のインフラが麻痺するような場合には、その影響はより大きくなります。当リスクの発生可能性を予測することは困難ですが、自然災害に備えて業務継続に必須であるコンピュータ・システムを堅牢なデータセンターに設置する等の対策を行っております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、当社は、社員や顧客、取引先等の健康と安全を第一に考え、一定のルールのもと極力接触を控えた事業活動を行っております。他にも、本社業務のスプリットチーム制やテレワークの導入、テレビ会議システムの活用等の対策を講じて事業を継続できる体制の整備に努めており、当事業年度末時点において、経営成績及び財政状態への影響は限定的となっております。しかしながら、今後さらに感染が拡大し、万一、社内で感染者が多数発生した場合には当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

なお、当社の事業は投資・金融サービス業という単一セグメントであるため、セグメントごとの分析については記載を省略しております。

(1) 財政状態の分析

① 資産

当事業年度末における総資産は前事業年度末に比べ45億16百万円増加し、198億86百万円となりました。

預託金が18億15百万円、信用取引資産が11億55百万円、現金・預金が11億9百万円それぞれ増加し、短期差入保証金が42百万円減少したこと等により流動資産は41億94百万円増加し、162億円となりました。固定資産は3億22百万円増加し、36億86百万円となりました。

② 負債

預り金が17億62百万円、信用取引負債が4億60百万円、未払法人税等が4億49百万円、受入保証金が2億63百万円、未払金が72百万円、賞与引当金が57百万円それぞれ増加したこと等により負債合計は31億86百万円増加し、99億76百万円となりました。

③ 純資産

利益剰余金が11億46百万円、評価・換算差額等が1億84百万円それぞれ増加したこと等により純資産は13億30百万円増加し、99億10百万円となりました。

当社は、金融機関等からの借入れは、信用取引にかかる借入れ及び一時的な資金繰りに必要な借入れを除いて行わない方針であります。信用取引での顧客への金銭等の貸付は、証券金融会社から借り入れる他、自己資金を充てています。固定資産の取得についても自己資金で賄っておりますが、当事業年度は前事業年度に続き大型の設備投資はありませんでした。一方、投資有価証券の値上がりにより投資その他の資産が2億61百万円の増加（前事業年度は、77百万円の減少）となり、その結果、固定資産は3億22百万円の増加（前事業年度は、1億16百万円の減少）となっております。

また、利益剰余金の増加等により純資産は99億10百万円となりました。

(2) 経営成績の分析

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が4月に発令され、これによりヒト・モノの移動が制限される等経済活動が停滞しました。5月の解除後は経済活動が徐々に再開するに伴い持ち直しの動きが見られました。しかし、感染再拡大を受けて翌年1月に再び緊急事態宣言が一部の地域に対して発令され、その後、全地域で解除されたものの依然として感染拡大は収束の兆しが見えず、先行き不透明な状況が続きました。

国内の株式市場では、4月に18,686円で始まった日経平均株価は、緊急経済対策への期待感等により上昇し、米株高等も追い風となり8月には新型コロナウイルス感染拡大以前の水準を回復し、安倍首相の辞任や菅新政権の誕生等を経て、10月末まで23,000円前後でもみ合う展開が続きました。11月に入ると、米大統領選後も堅調な米国株や国内企業の決算発表が好感され日経平均株価は急上昇し、その後は26,000円台で推移する底堅い動きとなりました。国外でのワクチンの普及や米国の追加経済対策を受けた米株高が好材料となり、12月下旬から日経平均株価は再び上昇し、2月に入っても上昇の勢いは衰えず、およそ30年ぶりに30,000円の大台を回復し2月16日には一時30,714円を付けました。その後は、米長期金利が上昇し警戒感が広がると上値は抑えられ、29,178円で当事業年度を終えました。2020年4月1日から2021年3月31日までの当事業年度における日経平均株価の年間上昇率は54%と48年ぶりの大きさとなりました。

このような状況の中、当社は地域密着型の対面営業を行う証券会社として、株式営業や債券販売、投資信託販売を中心に営業を展開しました。株式営業においては、「情報シャトル特急便」、「Imamura Report」等当社作成の情報誌に加え、専門調査機関の作成するレポートによる情報提供をはじめ、お客様のニーズにお応えする提案・サ

ポート等を積極的に行いました。また、12月には石川県に本社を置く株式会社ビーイングホールディングスのIPOに際し、引受証券会社として参加しました。債券販売においては、他社株転換条項付円建社債や日経平均株価連動円建社債の販売を継続的に推進するとともに、福井県債や北陸電力債も取り扱いました。投資信託販売においては、世界新時代株式ファンド（資産成長型）をはじめ多種類の投資信託を取り扱いました。この他、定時定額に投資信託を買い付ける投信積立やつみたてNISAを積極的に提案し、顧客層の拡大と証券投資普及を図りました。このほか、当社は2022年4月に敦賀支店の新設を計画しており、新店舗開設に備え敦賀支店開設準備室を新設し福井県嶺南地区における営業力の強化を図っております。

その結果、当事業年度の営業収益は49億73百万円（前年同期比50.7%増）、純営業収益は49億48百万円（同51.1%増）、経常利益は18億98百万円（同234.5%増）、当期純利益は12億5百万円（同254.0%増）となり、いずれも過去最高を更新しました。

当事業年度における主な収益及び費用の状況は次のとおりであります。

① 受入手数料

当事業年度の受入手数料の合計は49億12百万円（前年同期比52.2%増）となりました。その内訳は次のとおりであります。

イ 委託手数料

株券に係る委託手数料は22億31百万円（同69.9%増）となり、受益証券等を含めた委託手数料の合計は22億67百万円（同69.5%増）となりました。

ロ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は23億26百万円（同39.7%増）となりました。

ハ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は1億93百万円（同189.1%増）となりました。

ニ その他の受入手数料

その他の受入手数料は1億25百万円（同20.9%減）となりました。

② トレーディング損益

トレーディング損益は14百万円（前年同期比48.4%減）となりました。

③ 金融収支

金融収益が46百万円（前年同期比5.7%増）、金融費用が24百万円（同1.9%増）となった結果、差し引き金融収支は21百万円（同10.4%増）となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は30億78百万円（前年同期比13.1%増）となりました。

⑤ 営業外損益

営業外収益は、受取配当金等28百万円（前年同期比28.2%増）、営業外費用は、雑損等0百万円（同94.0%減）となりました。

⑥ 特別損益

特別利益は、投資有価証券売却益等2百万円（前年同期比25.8%減）、特別損失は、金融商品取引責任準備金繰入れ等8百万円（同8.2%減）となりました。

当事業年度の受入手数料の合計は49億12百万円（前年同期比52.2%増）で、その商品別内訳は、株券22億36百万円（同69.7%増）、債券23億25百万円（同39.7%増）、受益証券3億22百万円（同76.8%増）、その他27百万円（同55.8%減）であります。その他の部門においては前事業年度に比べ手数料が減少しましたが、株券部門、債券部門及び受益証券部門においては前事業年度に比べ手数料が増加しました。その結果、当社が採用する経営指標である経費カバー率は88.8%（前事業年度は73.4%）となり、目標とする80%を大幅に上回りました。

また、当社は経営戦略の一つとして「新規顧客の獲得」を掲げており、その指標として5年間で15,000口座の新規顧客の獲得を目指し、単年度においては3,000口座以上の獲得を目安としております。新型コロナウイルスの感染拡大防止策として不特定の方々への飛び込み訪問による新規顧客の獲得を控える等、従来の営業活動が制限される厳しい状況でしたが、当事業年度は3,747口座（前事業年度は3,553口座）となり目標を24.9%上回りました。

なお、当社は引き続き、顧客の資産形成に資するためニーズに沿った金融商品の提案や資産管理におけるサポートを行ってまいります。今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当社においても、新たな生活様式に対応した営業活動を推進してまいります。新型コロナウイルス感染拡大予防策の徹底や感染拡大に備えた事業運営は勿論のこと、先端的なBIツールやAI機能等を営業支援ツールに活用し業務の効率化を模索します。また、電話を一層活用しながら移動時間を減少させるアポイントメントとなるよう取り組みを進め、対面営業の強みを活かしつつ、資産形成のアドバイザーとしてこれからも顧客にとって身近な存在であり続けられるようサービスの向上を図ってまいります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、期首残高に比べ11億9百万円増加し、68億53百万円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、13億44百万円の資金増加（前事業年度は、11億40百万円の資金増加）となりました。これは、税引前当期純利益18億93百万円、減価償却費1億20百万円を計上したことに加え、預り金の増加17億62百万円、信用取引負債の増加4億60百万円、受入保証金の増加2億63百万円、未払金の増加65百万円、賞与引当金の増加57百万円等により資金が増加する一方、顧客分別金信託の増加18億10百万円、信用取引資産の増加11億55百万円、約定見返勘定の増加1億21百万円、法人税等の支払額2億95百万円等により資金が減少した結果であります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出1億75百万円等により1億76百万円の資金減少（前事業年度は、1億21百万円の資金減少）となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額59百万円等により59百万円の資金減少（前事業年度は、33百万円の資金減少）となりました。

当事業年度の日経平均株価は年間を通して堅調に推移し、2月にはおよそ30年ぶりに3万円台を回復する等株式市場にとっては明るいニュースが多い一年となりました。この結果、税引前当期純利益、減価償却費に加え、預り金や受入保証金の増加等により、営業活動によるキャッシュ・フローでの資金増加額は13億44百万円となり、前事業年度に比べ拡大しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、大規模な設備投資はなかったものの自己資金による事業用地の取得等有形固定資産の取得により、資金減少額が前事業年度に比べ拡大しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度の期末配当金が1株当たり22.5円と倍増したため、資金減少額が前事業年度に比べ拡大しました。

これらの結果、当事業年度末の資金は期首に比べ増加し68億53百万円となり、依然として高水準を維持しております。また、当社では資金を手許現金及び要求払預金に限定しているため、その流動性に懸念はありません。

なお、重要な資本的支出の予定につきましては、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載しております。

当社の業績は経済情勢及び市場環境の変動による影響を大きく受けることから、将来に対する予測が困難であります。そのような状況のもと、当社は、一時的な業績不振に陥った場合にも柔軟な営業戦略の推進を維持できるよう、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様への継続的かつ安定的な利益還元を目指してまいります。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成にあたり、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積り及び仮定の設定を必要とします。経営者は、過去の実績やそれぞれの状況等を勘案し合理的と考えられる仮定を用いて見積りを行っておりますが、見積り及び仮定については特有の不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は、184百万円で、主たる設備投資は、3店舗における空調設備更新、本店駐車場用地の取得及び敦賀支店用地の追加取得であります。これらの設備投資に必要な資金は全額自己資金により賄いました。

なお、当社の事業は投資・金融サービス業という単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要については記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員(名)
		建物	土地 (面積㎡)	器具備品	合計	
本店 (石川県金沢市)	本社機能 及び店舗	263,203	131,373 (844)	73,074	467,651	70
弥生支店 (石川県金沢市)	店舗	45,368	88,881 (461)	7,262	141,512	15
小松支店 (石川県小松市)	店舗	113,359	45,948 (590)	4,562	163,870	19
加賀支店 (石川県加賀市)	店舗	35,903	55,815 (297)	7,540	99,258	13
七尾支店 (石川県七尾市)	店舗	73,858	33,339 (368)	6,911	114,109	12
福井支店 (福井県福井市)	店舗	112,969	79,859 (546)	4,308	197,136	15
板垣支店 (福井県福井市)	店舗	72,246	220,500 (1,582)	10,614	303,360	16
富山支店 (富山県富山市)	店舗	301,686	146,968 (884)	7,940	456,595	13
高岡支店 (富山県高岡市)	店舗	128,263	93,666 (630)	4,405	226,336	15
砺波支店 (富山県砺波市)	店舗	108,624	71,486 (621)	3,952	184,063	15

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画中的である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設の計画は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
		総額 (千円)	既支払額 (千円)			
敦賀支店 (福井県敦賀市)	店舗	472,112	48,712	自己資金	2021年6月	2022年2月

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,660,000	2,660,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら制限のない当社に おける標準となる株式であり ます。
計	2,660,000	2,660,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年1月15日 (注)	75,000	2,660,000	46,575	857,075	46,575	357,075

(注) 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価格 1,242円

資本組入額 621円

割当先 みずほ証券株式会社

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	2	11	7	12	—	956	988	—
所有株式数(単元)	—	293	341	5,041	263	—	20,654	26,592	800
所有株式数の割合(%)	—	1.10	1.28	18.95	0.98	—	77.66	100.00	—

- (注) 1. 自己株式 129株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に29株含まれております。
 2. 証券保管振替機構名義の株式はありません。
 3. 所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
今村 直喜	石川県金沢市	679,400	25.54
今村コンピューターサービス株式会社	石川県金沢市増泉2丁目5-13	250,020	9.39
今村不動産株式会社	石川県金沢市増泉2丁目5-13	227,640	8.55
今村 九治	石川県金沢市	207,470	7.80
今村証券社員持株会	石川県金沢市十間町25	204,920	7.70
今村 和子	石川県金沢市	101,520	3.81
久保寺 茂男	東京都千代田区	89,800	3.37
今村 千加子	東京都杉並区	67,200	2.52
今村 之希有	石川県金沢市	65,000	2.44
吉田 知広	大阪府大阪市淀川区	52,700	1.98
計	—	1,945,670	73.14

- (注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,659,100	26,591	単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 800	—	—
発行済株式総数	2,660,000	—	—
総株主の議決権	—	26,591	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式29株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 今村証券株式会社	石川県金沢市十間町25	100	—	100	0.00
計	—	100	—	100	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	47	67
当期間における取得自己株式	39	86

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	129	—	168	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と今後の事業展開のための内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当に配慮しつつ毎期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款で定めております。

当事業年度の剰余金の配当に関しては、当事業年度の業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、1株当たり80円00銭としております。

内部留保金については、運転資金に充当し今後の事業展開に必要となる資金需要に備えております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2021年6月22日 定時株主総会決議	212,789	80.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、企業価値及びステークホルダーの満足度を高めるため、コーポレート・ガバナンスの強化が経営上の最重要課題の一つと位置づけ、社是や経営理念に則り、法令や社内規則を遵守するとともに、「倫理コード」を定め企業倫理に適った企業活動を行っております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人設置会社であります。本書提出日現在において、取締役は9名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。監査役会は取締役の職務執行状況について厳正な監査を行っております。

会社の機関等の内容は、次のとおりであります。

(a) 取締役会

取締役9名のうち2名が社外取締役であります。

構成員は、今村九治、今村直喜、吉田栄一、寺下清隆、松本幹生、宮田秀夫、山内幸一、福島理夫及び室屋和菜で、取締役社長今村直喜が議長を務め、福島理夫及び室屋和菜が社外取締役であります。

経営上の意思決定機関として、月1回開催し、法令、定款及び取締役会規程に基づき経営方針及び重要事項について審議したうえで決議しております。また、取締役会には取締役及び監査役が原則として全員出席し、当社の経営が適正、公正に行われるよう取締役の業務執行の状況を監督しております。

(b) 幹部会

原則として毎営業日開催しております。常勤取締役及び各部長で構成され、下記事項を定例的に報告・協議しております。

- ・各担当の業務活動
- ・コンプライアンス・マニュアルに定める自己資本規制比率の状況、流動性リスクの状況、信用リスクの状況等の事項
- ・予算管理規程及び規程管理規程等に定める事項
- ・その他構成員が必要と認めた事項

構成員は、今村九治、今村直喜、吉田栄一、寺下清隆、松本幹生、宮田秀夫、山内幸一、池多将吾、清水貴史、布島康夫、山出勉、伊藤正裕、村中宏行及び白瀬成美であり、議長は取締役社長今村直喜が務めております。

(c) 監査役

監査役3名のうち2名が社外監査役であります。

構成員は、明翫克正、中島史雄及び中村善宏であり、中島史雄及び中村善宏が社外監査役であります。なお、明翫克正は長年にわたり当社において財務・経理部門を担当し、経理部長を歴任していたことから、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。また、中島史雄は、会社法学者及び弁護士であることから、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は取締役会及び幹部会等の重要な会議への出席、代表取締役との定期的な会合、重要な書類の閲覧等により取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務の執行状況を監査し、経営判断の公正性、適正性を確保しております。また、部店への往査を実施し、法令等の遵守状況、内部統制システムの整備状況等についてモニタリングしております。

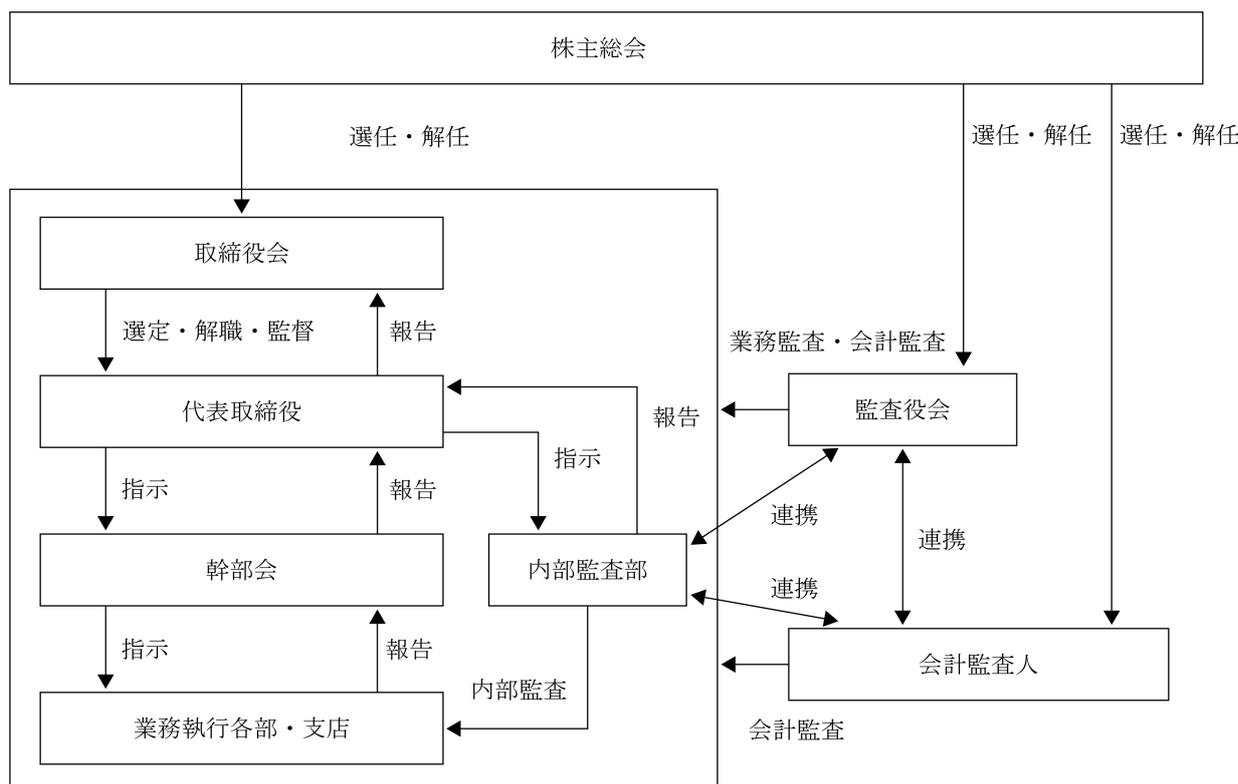
(d) 監査役会

監査役全員で構成され、常勤監査役明翫克正が議長を務め、原則として毎月1回開催しております。法令、定款及び監査役会規程に基づいて、監査の方針、監査計画、監査業務の分担、その他監査役の職務執行に関する事項について定めております。常勤監査役は、内部監査部が実施する内部監査結果及び会計監査人からの報告等について監査役会に報告し、監査役相互の連携を図っております。

(e) 弁護士・会計監査人等その他第三者の関与状況

有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。また、弁護士法人 北尾法律事務所、中村孝治税理士事務所と顧問契約を締結し、必要に応じ指導、アドバイスを受けております。

会社の機関等の内容は、以下の図のとおりであります。



ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社で、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。社外監査役は、1名が会社法学者で弁護士であり、もう1名は他業種出身者であります。それぞれ豊富な経験、知識、企業統治に関する高い見識を有しており、取締役会に出席して意見を述べるなど取締役の職務の執行を監視しております。

また、取締役9名のうち2名が社外取締役であります。社外取締役は、1名が上場会社の経営者であり、もう1名は公認会計士であります。それぞれ豊富な経験、知識、幅広い見識を有しており、それをもとに独立した立場から経営全般についての助言をいただくこととしており、ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

(a) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び監査役並びに取締役会及び監査役会の役割を法令に基づき明確に定め、役職員に周知徹底を図ることによって、相互牽制機能が十分に働く体制とする。
- ・法令及び定款を遵守するとともに企業倫理の実践を図るため、「法令等遵守に対する基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」「倫理コード」等を定め、役職員に周知徹底を図る。
- ・社内規程等をイントラネットに掲載し常に企業倫理の周知徹底を図るとともに、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施しコンプライアンスの強化を図る。
- ・コンプライアンスに関する相談及び不正行為の通報のため、社外を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底する。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との取引は一切行わず、それらの者に対して組織全体として毅然たる態度で対応する。

(b) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・日々発生するリスクが多様化・複雑化している現状を踏まえて、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を構築し、運用を行う。
- ・財務健全性の指標である自己資本規制比率の計算については、経理部が営業日ごとに算出し幹部会に報告するほか、毎月末の自己資本規制比率及びその詳細について取締役会に報告する。

- (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は「中期経営計画」及び「当該計画に基づく目標」を設定し、各部門の担当取締役はその目標を達成するため具体策を実行する。また、四半期決算及び決算の内容が正確なものであることを検証し、必要に応じて目標を修正する。
 - ・「取締役会規程」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要な業務に関する事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ・経営効率を向上させるため、「幹部会規程」に基づき幹部会を開催し、業務執行に関する基本事項等を協議する。
- (d) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役会の職務執行に係る情報や取締役の職務の執行に係る情報は、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき、電磁的記録を含む文書等によって適正に記録、保存及び管理する。
- (e) 監査役職務を補助すべき使用人
- ・監査役を補助する使用人を総務部に配置し、監査役の事務処理等を補助させる体制とする。
 - ・監査役職務の独立性を確保するため、上記使用人が行う監査業務の補助については、所属する部門の取締役の指揮命令を受けないものとする。
 - ・監査役から、その業務の遂行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため監査役の指揮命令権に従うものとする。
 - ・当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役と事前協議のうえ実施する。
- (f) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ・取締役及び使用人は、内部通報窓口への通知状況を定期的に監査役に報告する。
 - ・通報者が監査役への通報を希望するときは、速やかに監査役に通知する。
- (g) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (h) 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、制度の趣旨に則り、その独立性を確保し、必要に応じて代表取締役、会計監査人等と意見交換する。
 - ・監査役は、業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要に応じて幹部会等重要な会議に出席できるものとする。
 - ・監査役は、重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるものとする。

ロ リスク管理体制の整備の状況について

当社は、リスク管理規程により業務運営に伴う損失の危険の管理方法を定め、もって財務の健全性に留意するとともに、危険の回避に努めております。毎営業日朝開催する幹部会において、日々の営業行為等から発生するリスク・諸問題や資金繰り等について出席者が報告し連携して対応する体制を構築しております。また、管理本部長を「リスク管理統括責任者」として、リスク全般の管理統括をしております。

ハ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑥ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

ロ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。

ハ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑧ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策について

当社の主要株主である当社取締役社長今村直喜の持株比率は、二親等以内の親族の所有株式を合計すると過半数となることから、支配株主に該当いたします。

当該支配株主と取引を行う場合は、有価証券の売買の取次ぎを除き、取引の必要性、同種取引の一般的条件に照らした取引条件の妥当性等に関し十分に協議し、取締役会の決議を経た上で意思決定することとしております。また、必要に応じ中立の専門家に取引条件の合理性・妥当性に関し意見を求めることとしております。なお、有価証券の売買の取次ぎに係る取引条件につきましては、他の一般顧客の取引と同様の条件としております。

したがって、支配株主との取引によって少数株主の利益に影響を及ぼすことはありません。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性11名 女性 1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役会長 (代表取締役)	今村 九治	1944年4月10日	1967年 4月 1968年 4月 1968年 11月 1970年 4月 1972年 11月 1979年 10月 1979年 11月 1984年 11月 2005年 11月 2005年 11月 2019年 1月	山一証券株式会社入社 当社入社 当社取締役 今村不動産株式会社代表取締役社長 当社常務取締役 今村コンピューターサービス株式会 社代表取締役社長 当社代表取締役専務 当社代表取締役社長 今村不動産株式会社取締役会長(現 任) 今村コンピューターサービス株式会 社取締役会長(現任) 当社代表取締役会長(現任)	(注)4	207,470
取締役社長 (代表取締役)	今村 直喜	1972年6月2日	1997年 4月 1998年 4月 2004年 11月 2005年 11月 2005年 11月 2009年 4月 2013年 6月 2019年 1月	山一証券株式会社入社 当社入社 今村不動産株式会社取締役 同社代表取締役社長(現任) 今村コンピューターサービス株式会 社代表取締役社長(現任) 当社営業事務部長 当社取締役営業事務部長 当社代表取締役社長(現任)	(注)4	679,400
常務取締役 管理本部長	吉田 栄一	1956年1月30日	1976年 3月 1987年 3月 2000年 3月 2001年 9月 2004年 6月	当社入社 当社コンピューター室長 当社取締役コンピューター室長 当社取締役管理本部長 当社常務取締役管理本部長(現任)	(注)4	10,700
常務取締役 営業本部長	寺下 清隆	1954年2月14日	1976年 3月 1992年 7月 2000年 3月 2000年 4月 2002年 4月 2004年 4月 2004年 7月 2011年 6月	当社入社 当社本店長 当社取締役本店長 当社取締役小松支店長 当社取締役本店長 当社取締役営業部長 当社取締役営業本部長 当社常務取締役営業本部長(現任)	(注)4	10,900
取締役 コンプライアンス本部長	松本 幹生	1955年10月25日	1974年 3月 1990年 5月 1996年 4月 2000年 4月 2002年 4月 2002年 6月 2021年 4月	当社入社 当社砺波営業所長 当社小松支店長 当社本店長 当社検査部長 当社取締役検査部長 当社取締役コンプライアンス本部長 (現任)	(注)4	10,000
取締役 法人部長	宮田 秀夫	1960年3月9日	1978年 3月 1998年 4月 2002年 9月 2004年 6月 2004年 7月 2006年 10月 2008年 7月 2016年 4月 2017年 4月 2021年 4月	当社入社 当社新湊営業所長 当社小松支店長 当社取締役小松支店長 当社取締役営業部長 当社取締役営業推進部長 当社取締役営業業務部長 当社取締役富山支店開設準備室長 当社取締役富山支店長 当社取締役法人部長(現任)	(注)4	5,700

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 コンプライアンス本部 副本部長兼内部管理部長	山内 幸一	1961年11月23日	1985年 3月 1999年 4月 2004年 7月 2018年 4月 2018年 6月 2021年 4月	当社入社 当社板垣営業所長 当社板垣支店長 当社営業本部副本部長 当社取締役営業本部副本部長 当社取締役コンプライアンス本部副 本部長兼内部管理部長 (現任)	(注)4	4,800
取締役	福島 理夫	1954年 5月10日	1979年 4月 1982年 9月 1995年 8月 1997年 11月 2000年 6月 2013年 8月 2015年 6月	田中印刷興業(株) (現サンメッセ(株)) 入社 福島印刷(株)入社 同社常務取締役営業本部長 同社代表取締役社長 倉庫精練(株)監査役 (現任) 福島印刷(株)代表取締役会長 (現任) 当社取締役 (現任)	(注)4	—
取締役	室屋 和菜	1980年 2月16日	2006年 12月 2010年 7月 2017年 10月 2020年 6月 2020年 6月	あずさ監査法人 (現有限責任 あず さ監査法人) 入社 公認会計士登録 税理士法人山田アンドパートナーズ 入社 中部経営・辻・本郷税理士法人入社 (現任) 当社取締役 (現任)	(注)4	—
監査役 (常勤)	明翫 克正	1962年 2月24日	1980年 3月 1996年 7月 2000年 10月 2019年 6月	当社入社 当社経理部経理課課長補佐 当社経理部長 当社監査役 (現任)	(注)5	7,400
監査役	中島 史雄	1940年10月12日	1968年 4月 1980年 5月 1981年 4月 1999年 4月 2000年 4月 2004年 4月 2006年 3月 2006年 4月 2006年 6月 2011年 4月 2019年 5月	茨城大学人文学部講師 茨城大学人文学部教授 金沢大学法学部教授 金沢大学学長補佐 金沢大学法学部長 金沢大学大学院法務研究科教授 弁護士登録 (金沢弁護士会所属) 金沢大学名誉教授 高岡法科大学教授 中島史雄法律事務所 (現 中島・早 川・北村法律事務所) 所長 当社監査役 (現任) 石川県公立大学法人監事(現任) 中島・早川・北村法律事務所弁護士 (現任)	(注)5	—
監査役	中村 善宏	1946年 1月 8日	1968年 6月 1994年 4月 2006年 6月	清水建設株式会社入社 清水建設株式会社北陸支店営業部長 当社監査役 (現任)	(注)5	—
計						936,370

- (注) 1. 代表取締役社長今村直喜は、代表取締役会長今村九治の長男であります。
2. 取締役福島理夫及び室屋和菜は、社外取締役であります。
3. 監査役中島史雄及び中村善宏は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2020年 6月19日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2018年 6月22日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
早川 潤	1976年 6月 5日	2011年 12月	弁護士登録 中島史雄法律事務所 (現 中島・早川・北 村法律事務所) 入所	—

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の福島理夫氏は福島印刷株式会社の代表取締役会長を務められており、上場企業の経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般において適切な提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスが強化されるものと考え、選任しております。当社と福島印刷株式会社との間には取引関係はありますが、その取引額は当社の販売費・一般管理費の1%未満であります。また、同社とは有価証券の売買等の取引はなく、福島理夫氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役の室屋和菜氏は公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、監査法人や税理士法人における豊富な業務経験を活かし、当社の経営全般において適切な提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスが強化されるものと考え、選任しております。室屋和菜氏は当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に在籍しておりましたが、有価証券の売買等の取引はなく、室屋和菜氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。また、同監査法人と当社との間には監査契約に基づく取引がありますが、取引の規模、性質に照らし、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外監査役の中島史雄氏は、会社法学者及び弁護士として専門的な知識及び豊富な経験を有しており、業務執行及び経営監視に関する公正性を確保するため選任しております。当社と中島史雄氏との間には、人的関係及び取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役の中村善宏氏は、大手上場建設会社で培った豊富な経験及び知識を有しており、業務執行及び経営監視に関する公正性を確保するため選任しております。中村善宏氏は清水建設株式会社の元社員で、同社とは取引関係がありますが有価証券の売買等の取引はなく、中村善宏氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。

上記のとおり、社外取締役及び社外監査役はいずれも当社との間に特別な利害関係はなく、経営に対する監視、監督の役割を果たすために十分な独立性を確保していると考えております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。また、当社は、福島理夫氏、室屋和菜氏、中島史雄氏及び中村善宏氏の4名を東京証券取引所が定める独立役員として同所に届け出ております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、監査役会と内部監査部、会計監査及び内部統制部門との意見交換を行うほか、社外役員による意見交換も行い、部門間で連携をはかっております。

また、社外取締役及び社外監査役は、社内規程に基づき、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも社内取締役及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができることとしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、社外監査役を含む監査役（3名）が、監査方針、監査計画及び業務分担を立案して監査役会が定める監査役監査基準に則って監査しております。なお、監査役明翫克正氏は、長年にわたり当社において財務・経理部門を担当し、経理部長を歴任していたことから、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役中島史雄氏は、会社法学者及び弁護士であることから、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度においては、監査役会を月1回以上開催し、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
明翫 克正	17回	全て出席
中島 史雄	17回	全て出席
中村 善宏	17回	14回出席

監査役会では、監査の実施状況について各監査役が報告するほか、社外取締役との意見交換を実施するとともに、代表取締役ヒアリングを実施して業務執行状況を確認しております。また、内部監査の実施状況について内部監査部長と協議して関係を深め、有限責任 あずさ監査法人から四半期毎に会計監査結果の報告を受けております。

常勤監査役は、毎月開催される取締役会には全て出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要に応じて意見を述べる他、毎朝開催される幹部会、毎月開催される支店長会議、検査部が行う検査報告会、内部監査部が行う内部監査報告会等重要な会議へも出席し、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。また、議事録、稟議書、契約書、取引記録簿等の書類の査閲を行うとともに、各部門長へのヒアリング、すべての支店に対して往査を実施する等により監査を実施しております。また、これらに併せて法令等の遵守状況、内部統制システムの整備・運用等についてもモニタリングしております。

② 内部監査の状況

内部監査については、年間の内部統制評価計画に基づき、社長直轄の内部監査部（2名）が内部監査を実施しております。内部監査結果については、幹部会参加者で構成する内部監査報告会にて内部監査状況を開示し、内部監査報告書を社長に提出しております。また、内部統制評価については、適宜、取締役会に報告することとしています。

内部監査部は、有限責任 あずさ監査法人と内部統制監査等に関し適宜協議を行い、また、内部監査結果等について監査役への報告を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

20年間

c. 業務を執行した公認会計士

内田 和男

安藤 眞弘

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は金融商品取引業を営んでおり、他業種に比べると同一業種の会社数が少ないのが現状です。このことから、監査法人の選定にあたっては、金融商品取引業の監査経験が豊富な監査法人を選定しております。

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査品質、監査管理及び独立性等総合的な観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合、又は、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、株主総会に提出いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が定める「会計監査人の評価基準策定に関する実務指針」に準拠し、監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、不正リスク等について監査法人を評価しております。更に、監査役会は監査法人と四半期毎にコミュニケーションを図っております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,500	3,450	19,500	500

前事業年度

当社が監査公認会計士に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、情報セキュリティ外部監査業務及び顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務であります。

当事業年度

当社が監査公認会計士に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に対する報酬（a.を除く）

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	—	400	—	400

当社における非監査業務の内容は、KPMG 税理士法人との間で締結している米国源泉徴収制度に関連する業務委託契約であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の会計監査人に対する報酬の額の決定に関する方針は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提出した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人から監査報酬について直接説明を受け、第81期の監査に要した実績延べ日数と第82期の監査に要する見込み延べ日数について比較検討した結果、財務諸表監査、内部統制監査、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務のそれぞれについて十分な日数が確保されており、妥当と判断して同意いたしました。

(4) 【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要は次のとおりであります。

<基本方針>

- ・取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬体系とします。
- ・各役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保します。
- ・会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系とします。
- ・報酬体系・水準については、「役員報酬規程」、「役員報酬に関する細則」及び「役員退職慰労金支給規程」に基づき算定することで、客観性・合理性を確保します。
- ・報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行います。

<報酬体系>

当社の取締役及び監査役の報酬は、役位別の基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬及び役員退職慰労金により構成することとしております。

基本報酬は、「役員報酬規程」及び「役員報酬に関する細則」に基づき職責に応じて役位毎に検討し、取締役に於いては取締役会の決議を、監査役に於いては監査役の協議を経て決定することとしております。

業績連動報酬においては、企業価値の持続的向上に対する取締役及び監査役の意欲や士気を一層高めるため、賞与を支給しております。毎期の業績連動報酬は、各期の純営業収益に基づき職責に応じて役員毎に算定することとしております。また、従業員給与水準と不均衡が生じる場合には、「役員報酬に関する細則」に基づき職責に応じて役員毎に調整することとしております。ただし、当該期間が純損失の場合には、業績連動報酬を支給いたしません。当社は金融商品取引業を営んでおり、株式市況の影響を受け業績の変動が激しいため、業績連動報酬の査定において、純営業収益をベースとすることが当社にとって業績を最も適正に反映すると判断しております。報酬額の決定に当たっては、代表取締役社長が上記の基準に従い検討し、取締役に於いては株主総会及び取締役会の決議を、監査役に於いては株主総会の決議及び監査役の協議を経て決定することとしております。なお、業績連動報酬として株式関連報酬が多く採用されておりますが、当社の業績は経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受ける状況にあり、必ずしも実施した施策を反映した業績とはならないため採用しておりません。

役員退職慰労金は、「役員退職慰労金支給規程」に基づき基準額を算定したうえ、功績の多少・軽重を評価し、取締役に於いては株主総会及び取締役会の決議を、監査役に於いては株主総会の決議及び監査役の協議を経て決定することとしております。なお、報酬額は、基準額の50%を超えない範囲で増額又は減額できることとしております。

また、決定方針は、監査役の同意を得て2021年2月8日開催の取締役会において決定しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会の承認を得た範囲内で代表取締役社長が、取締役会で承認を得た「役員報酬規程」、「役員報酬に関する細則」及び「役員退職慰労金支給規程」に基づき作成した報酬案を、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬は、2021年6月22日開催の第82期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議いただいた報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職務と責任に応じて取締役会により決定することとしております。なお、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

監査役の報酬は、1986年11月25日開催の第47期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいた報酬限度額の範囲内で、個々の監査役の職務と責任に応じて監査役の協議により決定することとしております。

なお、当事業年度における取締役の報酬等のうち、業績連動報酬については個人別の具体的な内容の決定を代表取締役社長今村直喜に委任しております。委任する権限の内容は、株主総会の承認を得た報酬の範囲内で、各取締役の業績への寄与度や貢献度を勘案し、「役員報酬規程」及び「役員報酬に関する細則」に基づき職責に応じて報酬を決定することとしております。これは、当社全体の業績を踏まえて各取締役の職責や成果の評価を行うには代表取締役社長が最も適任であると判断しているためであります。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動については、基本報酬については、2020年5月12日の取締役会において決議しております。また、業績連動報酬については、2021年6月22日開催の株主総会決議に基づき、同日開催の取締役会において決議しております。同日開催の監査役会においても協議のうえ決定しております。

当事業年度の純営業収益は49億48百万円（前年同期比51.1%増）であり、当事業年度の業績連動報酬の実績は、総額91,360千円（前事業年度は51,930千円）となりました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	188,241	93,224	81,730	—	13,287	7
監査役 (社外監査役を除く)	16,858	8,804	7,390	—	664	1
社外役員	12,677	9,648	2,240	—	789	4

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社の投資有価証券は、自己資金の長期運用として配当金等の獲得を主目的としている株式を純投資目的の投資株式とし、取引の受託や事業の協力関係・提携関係等の維持・強化を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式を投資先企業との関係の維持・強化等の点で、当社の中長期的な発展につながると判断される場合に保有します。なお、純投資以外の目的である投資株式については取締役会において定期的に保有の目的や合理性について検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額 の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額 の合計額 (千円)
非上場株式	7	23,875	7	20,480
非上場株式以外の株式	79	1,034,231	80	772,557

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額 (千円)	売却損益の 合計額 (千円)	評価損益の 合計額 (千円)	
			含み損益	減損処理額
非上場株式	244	-	-	-
非上場株式以外の株式	21,095	2,448	735,820	240

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
-	-	-

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
-	-	-

5 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

受入手数料の内訳は、次のとおりであります。

区分		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
委託手数料(千円)	株券		1,313,462		2,231,854
	受益証券		24,031		35,467
	その他		—		71
	計		1,337,493		2,267,394
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料(千円)	株券		—		764
	債券		1,664,917		2,325,455
	計		1,664,917		2,326,220
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料(千円)	株券		132		22
	債券		65		66
	受益証券		66,660		193,213
	計		66,858		193,302
その他の受入手数料(千円)	株券		4,239		4,037
	債券		7		18
	受益証券		91,773		93,935
	その他		62,869		27,729
	計		158,889		125,720
計(千円)	株券		1,317,834		2,236,679
	債券		1,664,989		2,325,540
	受益証券		182,465		322,615
	その他		62,869		27,801
	計		3,228,159		4,912,637

(2) トレーディング損益の内訳

トレーディング損益の内訳は、次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		
	実現損益 (千円)	評価損益 (千円)	計 (千円)	実現損益 (千円)	評価損益 (千円)	計 (千円)
株券等トレーディング損益	4,585	—	4,585	6,362	—	6,362
債券等トレーディング損益	19,822	—	19,822	4,971	—	4,971
その他のトレーディング損益	3,600	—	3,600	3,140	△10	3,129
計	28,008	—	28,008	14,474	△10	14,463

(3) 自己資本規制比率

自己資本規制比率の状況は、次のとおりであります。

		前事業年度 2020年3月31日	当事業年度 2021年3月31日
基本的項目(千円)		(A) 8,192,451	9,185,492
補完的項目 (千円)	その他有価証券評価差額金(評価益)等	327,852	512,314
	金融商品取引責任準備金等	17,122	21,682
	一般貸倒引当金	617	878
		(B) 345,592	534,876
控除資産(千円)		(C) 2,750,271	2,868,870
固定化されていない自己資本の額(千円) (A) + (B) - (C)		(D) 5,787,772	6,851,497
リスク相当額 (千円)	市場リスク相当額	134,727	186,288
	取引先リスク相当額	48,219	76,014
	基礎的リスク相当額	642,518	708,387
		(E) 825,465	970,690
自己資本規制比率(%) (D) / (E) × 100		701.1	705.8

(4) 有価証券の売買等業務の状況

有価証券の売買の状況(証券先物取引を除く)は、次のとおりであります。

① 株券

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
受託(千円)	145,628,324	257,207,250
自己(千円)	263,577	303,932
合計(千円)	145,891,901	257,511,183

② 債券

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
受託(千円)	—	—
自己(千円)	2,617,308	757,154
合計(千円)	2,617,308	757,154

③ 受益証券

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
受託(千円)	2,677,462	4,587,071
自己(千円)	—	—
合計(千円)	2,677,462	4,587,071

④ その他

新株予約権証券

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
受託(千円)	133	383
自己(千円)	—	—
合計(千円)	133	383

(5) 証券先物取引等の状況

証券先物取引等の状況は、次のとおりであります。

① 株式に係る取引

区分		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
先物取引	受託(千円)	1,489,029	546,191
	自己(千円)	—	—
オプション取引	受託(千円)	80,700,000	47,778,875
	自己(千円)	—	—
合計(千円)		82,189,029	48,325,066

② 債券に係る取引

該当事項はありません。

(6) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況は、次のとおりであります。

① 株券

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
引受高(千円)	—	13,800
売出高(千円)	—	—
特定投資家向け売付け勧誘等の総額(千円)	—	—
募集の取扱高(千円)	3,692	14,405
売出しの取扱高(千円)	—	—
私募の取扱高(千円)	—	—
特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高(千円)	—	—

② 債券

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
引受高(千円)	44,284,803	58,340,900
売出高(千円)	28,095,803	22,704,900
特定投資家向け売付け勧誘等の総額 (千円)	—	—
募集の取扱高(千円)	28,360	44,400
売出しの取扱高(千円)	—	—
私募の取扱高(千円)	16,189,000	35,636,000
特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高 (千円)	—	—

③ 受益証券

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
引受高(千円)	—	—
売出高(千円)	—	—
特定投資家向け売付け勧誘等の総額 (千円)	—	—
募集の取扱高(千円)	74,168,775	114,483,134
売出しの取扱高(千円)	—	—
私募の取扱高(千円)	—	2,629
特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高 (千円)	—	—

(7) その他

その他の状況は、次のとおりであります。

① 保護預り業務

区分		前事業年度 2020年3月31日	当事業年度 2021年3月31日
国内 有価証券	株券(千株)	104,024	94,196
	債券(千円)	2,720,050	2,739,160
	受益証券(千口)	53,754,999	62,039,233
外国 有価証券	株券(千株)	1,173	1,213
	債券(千円)	34,039,110	30,414,830
	受益証券(千口)	1,045,689	1,002,921

② 信用取引に係る顧客への融資及び貸証券

区分		前事業年度 2020年3月31日	当事業年度 2021年3月31日
顧客の委託に基づいて行う融資額 とこれにより顧客が買付けている 株数	金額 (千円)	1,942,729 (887,542)	3,081,714 (1,579,208)
	株数 (千株)	2,010	1,650
顧客の委託に基づいて行う貸株数 とこれにより顧客が売付けている 代金	金額 (千円)	119,019	132,267
	株数 (千株)	50	46

(注) () 内書は、自己融資額であります。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容及び変更等について適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、公益財団法人財務会計基準機構や当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人が行うセミナー等に積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,743,685	6,853,356
預託金	3,902,045	5,717,122
顧客分別金信託	3,880,000	5,690,000
その他の預託金	22,045	27,122
約定見返勘定	3,516	124,980
信用取引資産	2,036,005	3,191,404
信用取引貸付金	1,942,729	3,081,714
信用取引借証券担保金	93,275	109,690
募集等払込金	25,119	32,057
短期差入保証金	193,245	151,201
前払費用	18,842	28,263
未収収益	48,263	71,629
その他の流動資産	35,386	31,081
貸倒引当金	△617	△878
流動資産合計	12,005,493	16,200,218
固定資産		
有形固定資産	※1 2,522,390	※1 2,583,418
建物(純額)	1,400,109	1,380,595
器具備品(純額)	110,617	130,573
土地	1,011,663	1,072,249
無形固定資産	13,849	13,407
ソフトウェア	3,560	3,191
電話加入権	9,438	9,438
その他	850	777
投資その他の資産	828,125	1,089,737
投資有価証券	※2 793,037	※2 1,058,106
長期差入保証金	7,338	7,432
長期前払費用	1,994	4,646
その他	25,756	19,553
貸倒引当金	△1	△1
固定資産合計	3,364,365	3,686,563
資産合計	15,369,859	19,886,781

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	—	10
デリバティブ取引	—	10
信用取引負債	1,174,207	1,634,773
信用取引借入金	※2 1,055,187	※2 1,502,506
信用取引貸証券受入金	119,019	132,267
預り金	3,789,127	5,551,259
顧客からの預り金	3,299,587	4,434,961
その他の預り金	489,539	1,116,298
受入保証金	780,980	1,044,929
未払金	74,785	147,161
未払費用	28,981	58,414
未払法人税等	199,437	649,258
賞与引当金	230,580	287,680
役員賞与引当金	56,660	99,470
流動負債合計	6,334,759	9,472,957
固定負債		
繰延税金負債	41,544	76,894
退職給付引当金	12,100	5,729
役員退職慰労引当金	384,179	398,921
固定負債合計	437,824	481,544
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※5 16,164	※5 20,724
商品取引責任準備金	※5 958	※5 958
特別法上の準備金合計	17,122	21,682
負債合計	6,789,706	9,976,184
純資産の部		
株主資本		
資本金	857,075	857,075
資本剰余金		
資本準備金	357,075	357,075
資本剰余金合計	357,075	357,075
利益剰余金		
利益準備金	125,000	125,000
その他利益剰余金		
別途積立金	6,200,000	6,200,000
繰越利益剰余金	713,274	1,859,324
利益剰余金合計	7,038,274	8,184,324
自己株式	△124	△192
株主資本合計	8,252,300	9,398,282
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	327,852	512,314
評価・換算差額等合計	327,852	512,314
純資産合計	8,580,152	9,910,597
負債・純資産合計	15,369,859	19,886,781

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業収益		
受入手数料	3,228,159	4,912,637
委託手数料	1,337,493	2,267,394
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,664,917	2,326,220
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	66,858	193,302
その他の受入手数料	158,889	125,720
トレーディング損益	※1 28,008	※1 14,463
金融収益	※2 43,555	※2 46,058
営業収益計	3,299,722	4,973,159
金融費用	※3 23,936	※3 24,394
純営業収益	3,275,786	4,948,765
販売費・一般管理費		
取引関係費	※4 244,014	※4 240,126
人件費	※5 1,992,749	※5 2,314,482
不動産関係費	※6 86,275	※6 94,063
事務費	※7 62,630	※7 76,991
減価償却費	130,165	120,872
租税公課	※8 56,699	※8 75,111
貸倒引当金繰入額	△166	261
その他	※9 148,714	※9 156,459
販売費・一般管理費計	2,721,082	3,078,370
営業利益	554,704	1,870,394
営業外収益	※10 22,487	※10 28,821
営業外費用	※11 9,508	※11 573
経常利益	567,683	1,898,643
特別利益		
固定資産売却益	※12 59	※12 225
投資有価証券売却益	3,541	2,448
特別利益計	3,601	2,673
特別損失		
投資有価証券評価損	8,214	240
固定資産除売却損	※13 670	※13 3,428
金融商品取引責任準備金繰入れ	76	4,560
商品取引責任準備金繰入額	0	0
特別損失計	8,962	8,228
税引前当期純利益	562,322	1,893,088
法人税、住民税及び事業税	242,754	731,740
法人税等調整額	△21,089	△44,550
法人税等合計	221,664	687,190
当期純利益	340,657	1,205,898

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	857,075	357,075	357,075	125,000	6,000,000	605,865
当期変動額						
別途積立金の積立					200,000	△200,000
剰余金の配当						△33,248
当期純利益						340,657
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	200,000	107,408
当期末残高	857,075	357,075	357,075	125,000	6,200,000	713,274

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	6,730,865	△124	7,944,891	395,059	395,059	8,339,950
当期変動額						
別途積立金の積立	—		—			—
剰余金の配当	△33,248		△33,248			△33,248
当期純利益	340,657		340,657			340,657
自己株式の取得			—			—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				△67,206	△67,206	△67,206
当期変動額合計	307,408	—	307,408	△67,206	△67,206	240,202
当期末残高	7,038,274	△124	8,252,300	327,852	327,852	8,580,152

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	857,075	357,075	357,075	125,000	6,200,000	713,274
当期変動額						
別途積立金の積立						
剰余金の配当						△59,848
当期純利益						1,205,898
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,146,049
当期末残高	857,075	357,075	357,075	125,000	6,200,000	1,859,324

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	7,038,274	△124	8,252,300	327,852	327,852	8,580,152
当期変動額						
別途積立金の積立			—			—
剰余金の配当	△59,848		△59,848			△59,848
当期純利益	1,205,898		1,205,898			1,205,898
自己株式の取得		△67	△67			△67
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				184,462	184,462	184,462
当期変動額合計	1,146,049	△67	1,145,982	184,462	184,462	1,330,444
当期末残高	8,184,324	△192	9,398,282	512,314	512,314	9,910,597

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	562,322	1,893,088
減価償却費	130,165	120,872
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△166	261
金融商品取引責任準備金の増減額 (△は減少)	76	4,560
商品取引責任準備金の増減額 (△は減少)	0	0
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	9,285	△6,371
賞与引当金の増減額 (△は減少)	24,640	57,100
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	8,306	14,741
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	20,400	42,810
受取利息及び受取配当金	△20,550	△21,662
支払利息	5,769	6,123
固定資産除売却損益 (△は益)	610	3,202
投資有価証券売却損益 (△は益)	△3,541	△2,448
投資有価証券評価損益 (△は益)	8,214	240
顧客分別金信託の増減額 (△は増加)	△380,000	△1,810,000
トレーディング商品の増減額	—	10
信用取引資産の増減額 (△は増加)	701,908	△1,155,399
募集等払込金の増減額 (△は増加)	△21,077	△6,937
短期差入保証金の増減額 (△は増加)	△44,360	42,043
未収収益の増減額 (△は増加)	26,413	△23,400
信用取引負債の増減額 (△は減少)	△629,024	460,566
約定見返勘定の増減額 (△は増加)	26,822	△121,463
預り金の増減額 (△は減少)	539,643	1,762,132
受入保証金の増減額 (△は減少)	155,705	263,949
未払金の増減額 (△は減少)	44,725	65,206
未払費用の増減額 (△は減少)	2,357	29,340
その他	57,783	5,713
小計	1,226,430	1,624,283
利息及び配当金の受取額	20,549	21,695
利息の支払額	△5,735	△6,031
法人税等の支払額	△100,429	△295,593
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,140,816	1,344,354
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△92,232	△175,917
有形固定資産の売却による収入	59	225
無形固定資産の取得による支出	△744	△1,800
投資有価証券の取得による支出	△31,880	△3,395
投資有価証券の売却による収入	4,017	4,896
差入保証金の差入による支出	△844	△1,113
差入保証金の回収による収入	245	978
投資活動によるキャッシュ・フロー	△121,378	△176,125

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	—	△67
配当金の支払額	△33,248	△59,848
財務活動によるキャッシュ・フロー	△33,248	△59,915
現金及び現金同等物に係る換算差額	△23,198	1,357
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	962,989	1,109,670
現金及び現金同等物の期首残高	4,780,696	5,743,685
現金及び現金同等物の期末残高	*1 5,743,685	*1 6,853,356

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法
トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。
2. トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法
その他有価証券
 - ① 時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ② 時価のないもの
移動平均法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～47年
器具備品	4年～20年
 - (2) 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。
 - (6) 金融商品取引責任準備金
証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。
 - (7) 商品取引責任準備金
商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条第1項に基づき同施行規則第111条に定める額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金及び随時引出可能な預金からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外の消費税等については、販売費・一般管理費に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損損失の認識要否判定

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当社は、すべての店舗の土地・建物を保有し、その固定資産額は2,583,418千円で、固定資産のグルーピングは店舗単位で行っております。これらの中には主要資産である土地の市場価格が著しく下落しているものがあることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について当該店舗毎に検討を行いました。検討の結果、当該店舗のいずれにおいても割引前キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回るため、減損損失は計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

店舗単位毎に減損の兆候があると認められる場合には、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当該店舗毎の将来キャッシュ・フローの見積りは、東京証券取引所の株式売買代金、GDP年間成長率、金利動向などを主要な仮定とし、さらに2022年3月期まで新型コロナウイルスによる影響が継続すると織り込んだ中期経営計画を基礎としています。また、過去の計画達成率を加味した上で、景気変動サイクルを考慮した店舗別実績の平均値を上限とする補正を行って見積っております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当社は、将来の税負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産とし、繰延税金負債と相殺したうえで、繰延税金負債を76,894千円計上しています。税効果会計関係に関する注記に記載しているとおり、回収可能性があると判断した繰延税金資産の金額は、146,611千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性の判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、当社は重要な税務上の欠損金は生じていないものの、課税所得が大きく増減する傾向にあることから、将来の合理的な見積り可能期間をおおむね5年以内の一定期間とし、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。

課税所得の見積額は、東京証券取引所の株式売買代金、GDP年間成長率、金利動向などを主要な仮定とし、さらに2022年3月期まで新型コロナウイルスによる影響が継続すると織り込んだ中期経営計画を基礎としています。また、過去の計画達成率を加味した上で、景気変動サイクルを考慮した実績の平均値を上限とする補正を行って見積もっております。繰延税金資産の回収可能性の判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、軽微であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	1,190,870千円	1,223,125千円
器具備品	417,960 "	435,574 "
計	1,608,831千円	1,658,700千円

※2 担保に供している資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
投資有価証券	35,149千円	47,888千円

担保資産の対象となる債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
信用取引借入金	1,055,187千円	1,502,506千円

上記のほか、差入れている資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
取引所等の信託金、保証金及び清算基金の 代用として差入れている投資有価証券	653,633千円	844,261千円
信用取引借入金の担保として差入れている 保管有価証券	572,047 "	708,671 "
証券先物取引証拠金の担保として差入れて いる保管有価証券	465,547 "	373,851 "

3 担保等として差入をした有価証券の時価額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
信用取引貸証券	132,115千円	158,891千円
信用取引借入金の本担保証券	993,902 "	1,502,506 "
(注) ※2 担保に供している資産に記載したものは除いております。		

4 担保等として差入を受けた有価証券の時価額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
信用取引貸付金の本担保証券	1,465,954千円	2,814,154千円
信用取引借証券	95,683 "	109,690 "
受入証拠金代用有価証券(再担保に供する 旨の同意を得たものに限る。)	583,341 "	453,920 "
受入保証金代用有価証券(再担保に供する 旨の同意を得たものに限る。)	2,844,158 "	4,785,514 "

※5 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5第1項

商品取引責任準備金

商品先物取引法第221条第1項

6 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額	5,000,000千円	5,000,000千円
借入実行残高	－ "	－ "
差引額	5,000,000千円	5,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 トレーディング損益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株券	4,585千円	6,362千円
債券	19,822 "	4,971 "
その他	3,600 "	3,129 "
計	28,008千円	14,463千円

※2 金融収益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
信用取引収益	42,953千円	45,735千円
受取債券利子	13 "	0 "
受取利息	588 "	322 "
計	43,555千円	46,058千円

※3 金融費用の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
信用取引費用	18,166千円	18,270千円
支払利息	5,769 "	6,123 "
その他	0 "	0 "
計	23,936千円	24,394千円

※4 取引関係費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
支払手数料	17,488千円	18,940千円
取引所・協会費	28,759 "	29,857 "
通信・運送費	99,394 "	103,724 "
旅費・交通費	11,791 "	5,147 "
広告宣伝費	71,333 "	73,824 "
交際費	15,246 "	8,632 "
計	244,014千円	240,126千円

※5 人件費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	122,051千円	111,676千円
従業員給与	1,295,272 "	1,542,678 "
その他の報酬・給与	25,827 "	24,115 "
退職金	45 "	— "
福利厚生費	178,933 "	184,329 "
賞与引当金繰入	230,580 "	287,680 "
退職給付費用	68,547 "	49,790 "
役員賞与引当金繰入	56,660 "	99,470 "
役員退職慰労引当金繰入	14,831 "	14,741 "
計	1,992,749千円	2,314,482千円

※6 不動産関係費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
不動産費	49,868千円	57,534千円
器具備品費	36,407 "	36,529 "
計	86,275千円	94,063千円

※7 事務費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
事務委託費	36,943千円	41,180千円
事務用品費	25,687 "	35,811 "
計	62,630千円	76,991千円

※8 租税公課の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
事業税	28,627千円	45,783千円
事業所税	1,287 "	1,287 "
印紙税	1,479 "	1,200 "
固定資産税	20,972 "	21,474 "
その他	4,333 "	5,366 "
計	56,699千円	75,111千円

※9 その他の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
図書費	5,299千円	4,935千円
光熱費	19,896 "	19,559 "
自動車費	10,298 "	9,372 "
資料・研究費	94,052 "	96,637 "
教育研修費	4,995 "	4,553 "
その他	14,172 "	21,402 "
計	148,714千円	156,459千円

※10 営業外収益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
受取配当金	19,949千円	21,339千円
為替差益	- "	5,024 "
その他	2,538 "	2,458 "
計	22,487千円	28,821千円

※11 営業外費用の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
為替差損	8,626千円	- 千円
その他	882 "	573 "
計	9,508千円	573千円

※12 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
器具備品	59千円	225千円
計	59千円	225千円

※13 固定資産除売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	250千円	2,975千円
器具備品	419 "	452 "
計	670千円	3,428千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,660,000	—	—	2,660,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	82	—	—	82

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	33,248	12.50	2019年3月31日	2019年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	59,848	22.50	2020年3月31日	2020年6月22日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,660,000	—	—	2,660,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	82	47	—	129

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 47株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	59,848	22.50	2020年3月31日	2020年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	212,789	80.00	2021年3月31日	2021年6月23日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金・預金	5,743,685千円	6,853,356千円
現金及び現金同等物	5,743,685千円	6,853,356千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社が行う主要な金融商品の取扱業務は、有価証券の売買、取引所金融商品市場における有価証券の売買等の委託の媒介、取次又は代理、有価証券の引受け、有価証券の売出し、有価証券の募集又は売出しの取扱いであります。当社は、金融機関等からの借入れは、信用取引にかかる借入れ及び一時的な資金繰りに必要な借入れを除いて行わない方針であります。信用取引での顧客への金銭等の貸付は、証券金融会社から借り入れる他、自己資金を充てています。有価証券の引受け、募集又は私募、売出しでは、一時的にポジションが発生します。商品有価証券等の売買は、短期売買を主とし、原則としてトレーディングポジションを保有しない方針であります。投資有価証券は、配当等の獲得等の目的で長期保有方針であります。デリバティブ取引（為替予約取引）は、顧客の外貨建有価証券取引に付随してのものであり、投機目的のための取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預託金は、金融商品取引法第43条の2の規定による顧客資産の分別管理に係る信託金、金融商品取引責任準備預託金、商品取引責任準備預託金等であります。信用取引貸付金は、信用取引受入保証金や受入保証金代用有価証券でカバーされていない部分について顧客の信用リスクに晒されております。なお、当社が取扱う信用取引は、制度信用取引に限定しており、証券金融会社から借り入れた資金等を貸し付けております。また、株式及び債券等の引受け、債券等の募集又は私募、株式及び債券等の売出し、株式の売買により保有する商品有価証券及び投資有価証券は、発行体の信用リスク（他社株転換条項付円建社債にあっては、転換対象株の発行会社の信用リスクを含む）、金利の変更リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引（為替予約取引）は、外貨建て商品の売買等で邦貨決済する場合に受渡日での代金を確定させるために利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、市場リスク、取引先リスク、資金調達に係る流動性リスク等、業務運営に伴い発生する様々なリスクを管理する方法をリスク管理規程により定めており、市場リスク及び取引先リスク並びに自己資本規制比率を所定の範囲に収めること等で管理を行っております。リスク額の算定は、「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」（平成19年金融庁告示第59号）に従って経理部が毎日算出し、市場リスク及び取引先リスク並びに自己資本規制比率が所定の範囲に収まっていることを確認し、幹部会で報告しております。資金調達に係る流動性リスクについては、経理部長が日々幹部会に資金繰りの状況を報告しております。

① 市場リスク（保有する有価証券等における株価、為替及び金利等の変動リスク）の管理

当社では、投資有価証券、商品有価証券等及びデリバティブ取引（為替予約取引）を主な管理対象としております。自己資本規制比率を算定する際の標準的方式を用いて、市場リスク相当額を算出した結果、2021年3月31日現在で186,288千円（前事業年度は134,727千円）となっております。投資有価証券については、取得又は売却の可否に関して、幹部会等で協議することにしております。商品有価証券等（引受けに係るもの）については、別途、引受審査に関する規程等により発行体の財政状態及び経営成績等について慎重に審査を行って可否を決定しております。商品有価証券等（ディーリングに係るもの）については、別途、ディーリング業務規程により、ディーリングの範囲、ポジションの上限、継続保有期間、ロスカットライン等を定め、注文発注端末には、ポジションの上限を超える注文を抑止する機能を付加しております。また、ルールを超える場合は予め定められた範囲内で管理本部長の承認を必要とし、その取引状況について内部管理部が検証しております。デリバティブ取引（為替予約取引）については、顧客の外貨建有価証券取引に付随したものに限定し、社内ルールに従って行っております。

② 取引先リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社では、信用取引貸付金を主な管理対象としております。信用取引については、別途、信用取引管理規程により取引開始基準を定めるとともに、各種の建玉制限を設けております。また、委託保証金率の維持率を定め、維持率を下回った場合には、追加保証金を請求するなどの対応を定めております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達に係る流動性リスクについては、経理部長が日々幹部会に資金繰りの報告を行い、債券の引受け等の大きな資金移動が重ならないよう売出期間を調整しております。また、株価の変動による信用取引借入金の増減に対応するために、十分な当座貸越契約を締結しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

前事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	5,743,685	5,743,685	—
(2) 預託金	3,902,045	3,902,045	—
(3) 信用取引貸付金	1,942,729		
貸倒引当金 (※)	△477		
	1,942,252	1,942,252	—
(4) 信用取引借証券担保金	93,275	93,275	—
(5) 短期差入保証金	193,245	193,245	—
(6) 投資有価証券	772,557	772,557	—
資産計	12,647,062	12,647,062	—
(1) 信用取引借入金	1,055,187	1,055,187	—
(2) 信用取引貸証券受入金	119,019	119,019	—
(3) 預り金	3,789,127	3,789,127	—
(4) 受入保証金	780,980	780,980	—
(5) 未払法人税等	199,437	199,437	—
負債計	5,943,751	5,943,751	—

(※) 信用取引貸付金に対する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(2021年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	6,853,356	6,853,356	—
(2) 預託金	5,717,122	5,717,122	—
(3) 信用取引貸付金	3,081,714		
貸倒引当金 (※)	△758		
	3,080,956	3,080,956	—
(4) 信用取引借証券担保金	109,690	109,690	—
(5) 短期差入保証金	151,201	151,201	—
(6) 投資有価証券	1,034,231	1,034,231	—
資産計	16,946,558	16,946,558	—
(1) 信用取引借入金	1,502,506	1,502,506	—
(2) 信用取引貸証券受入金	132,267	132,267	—
(3) 預り金	5,551,259	5,551,259	—
(4) 受入保証金	1,044,929	1,044,929	—
(5) 未払法人税等	649,258	649,258	—
負債計	8,880,221	8,880,221	—

(※) 信用取引貸付金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金

預金、預託金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 信用取引貸付金、(4) 信用取引借証券担保金、(5) 短期差入保証金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

株式に関しての時価は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券については、注記事項(有価証券関係)をご参照ください。

負 債

(1) 信用取引借入金、(2) 信用取引貸証券受入金、(3) 預り金、(4) 受入保証金、(5) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2020年3月31日	2021年3月31日
非上場株式	20,480	23,875

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみられることから、「(6) 投資有価証券」に含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)
現金・預金	5,743,685
預託金	3,902,045
信用取引貸付金	1,942,729
信用取引借証券担保金	93,275
短期差入保証金	193,245
合計	11,874,982

※ 投資有価証券のうち満期があるものはありません。

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)
現金・預金	6,853,356
預託金	5,717,122
信用取引貸付金	3,081,714
信用取引借証券担保金	109,690
短期差入保証金	151,201
合計	15,913,084

※ 投資有価証券のうち満期があるものはありません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
信用取引借入金	1,055,187	—	—	—	—
社内預金	217,991	—	—	—	—
合計	1,273,178	—	—	—	—

※ 社内預金は貸借対照表上の流動負債の部の「預り金」に含めて表示しております。また、社内預金のうち、期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて表示しております。

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
信用取引借入金	1,502,506	—	—	—	—
社内預金	236,731	—	—	—	—
合計	1,739,238	—	—	—	—

※ 社内預金は貸借対照表上の流動負債の部の「預り金」に含めて表示しております。また、社内預金のうち、期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて表示しております。

(有価証券関係)

1. 商品有価証券等 (売買目的有価証券)

前事業年度 (2020年3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

当事業年度 (2021年3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度 (2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	630,242	141,398	488,843
株式	630,242	141,398	488,843
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	142,315	159,699	△17,384
株式	142,315	159,699	△17,384
合計	772,557	301,098	471,459

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	20,480
合計	20,480

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度 (2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	974,232	221,080	753,152
株式	974,232	221,080	753,152
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	59,999	77,330	△17,331
株式	59,999	77,330	△17,331
合計	1,034,231	298,410	735,820

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	23,875
合計	23,875

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	4,017	3,541	—
合計	4,017	3,541	—

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	4,896	2,448	—
合計	4,896	2,448	—

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当事業年度において、有価証券について8,214千円（その他有価証券の株式8,214千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、決算期末日の時価の下落率が50%以上の場合は全て減損処理を行い、下落率が30～50%の場合は、時価の推移及び発行体の財政状態等を総合的に勘案して回復可能性を検討し、回復見込みがないと判断されたものについては、減損処理を行っております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度において、有価証券について240千円（その他有価証券の株式240千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、決算期末日の時価の下落率が50%以上の場合は全て減損処理を行い、下落率が30～50%の場合は、時価の推移及び発行体の財政状態等を総合的に勘案して回復可能性を検討し、回復見込みがないと判断されたものについては、減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2021年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度と、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	2,814千円	12,100千円
退職給付費用	55,085 "	35,244 "
退職給付の支払額	△23,860 "	△19,220 "
制度への拠出額	△21,939 "	△22,395 "
退職給付引当金の期末残高	12,100千円	5,729千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	424,556千円	432,607千円
年金資産	△412,455 "	△426,878 "
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12,100 "	5,729 "
退職給付引当金	12,100千円	5,729千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12,100千円	5,729千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度55,085千円 当事業年度35,244千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度13,461千円、当事業年度14,546千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	70,234千円	87,454千円
未払事業税	10,830 "	29,723 "
金融商品取引責任準備金	4,923 "	6,312 "
減価償却超過額	26,985 "	44,431 "
退職給付引当金	3,685 "	1,741 "
役員退職慰労引当金	117,021 "	121,511 "
その他	6,125 "	7,314 "
繰延税金資産小計	239,806 "	298,490 "
評価性引当額	△137,745 "	△151,878 "
繰延税金資産合計	102,061千円	146,611千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△143,606千円	△223,505千円
繰延税金負債合計	△143,606千円	△223,505千円
繰延税金負債の純額	△41,544千円	△76,894千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.46%	30.40%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.78%	0.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.22%	△0.07%
役員賞与引当金	3.07%	1.60%
留保金課税	3.49%	5.20%
評価性引当額の増減	0.78%	0.75%
住民税均等割	1.18%	0.35%
給与等の引上げ及び設備投資等を行った場合等の税額控除	—%	△2.01%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—%	0.01%
その他	△0.12%	△0.07%
税効果会計適用後の法人税等負担率	39.42%	36.30%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

石川県条例の改正により、2021年2月1日から2023年1月31日までに終了する事業年度に限り、県民税の超過税率が0.8%から0.4%に変更されております。これに伴い、翌事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.46%から30.40%に変更して計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、投資・金融サービス業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の事業は、投資・金融サービス業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の事業は、投資・金融サービス業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

記載すべき重要な事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

記載すべき重要な事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	3,225.72円	3,725.97円
1株当たり当期純利益	128.07円	453.36円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	8,580,152	9,910,597
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	8,580,152	9,910,597
普通株式の発行済株式数(株)	2,660,000	2,660,000
普通株式の自己株式数(株)	82	129
1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,659,918	2,659,871

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	340,657	1,205,898
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	340,657	1,205,898
普通株式の期中平均株式数(株)	2,659,918	2,659,904

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	
投資有価証券	その他有価証券	ヤマハ(株)	23,587	141,757	
		(株)日本取引所グループ	30,000	77,850	
		三井不動産(株)	28,675	72,074	
		(株)村田製作所	7,209	63,741	
		浜松ホトニクス(株)	8,400	54,936	
		前田工織(株)	15,000	50,100	
		S C S K(株)	7,300	47,888	
		(株)北國銀行	14,841	41,896	
		オリンパス(株)	12,404	28,417	
		信越化学工業(株)	1,157	21,531	
		アサヒグループホールディングス(株)	4,576	21,347	
		日立キャピタル(株)	6,346	20,624	
		凸版印刷(株)	9,723	18,182	
		キリンホールディングス(株)	8,363	17,733	
		富士ソフト(株)	3,065	17,562	
		(株)システムサポート	10,000	15,740	
		日油(株)	2,541	14,712	
		N E C ネットエスアイ(株)	7,329	14,276	
		K D D I (株)	4,200	14,259	
		キヤノン(株)	5,554	13,898	
		三谷産業(株)	32,240	13,830	
		澁谷工業(株)	3,821	13,564	
		王子ホールディングス(株)	17,569	12,579	
		東京応化工業(株)	1,742	12,054	
		三菱UFJリース(株)	17,300	11,556	
		北陸鉄道(株)	4,649	11,078	
		前田道路(株)	4,804	10,294	
		セーレン(株)	5,000	9,730	
		小松マターレ(株)	10,000	9,730	
		ニッコー(株)	65,220	9,587	
		E N E O S ホールディングス(株)	19,079	9,570	
		ジャフコグループ(株)	1,440	9,475	
		H. U. グループホールディングス(株)	2,520	9,361	
		(株)システナ	4,000	8,848	
		リンテック(株)	3,456	8,653	
		信越ポリマー(株)	8,720	8,650	
		他50銘柄	107,153	121,009	
			小計	518,983	1,058,106
			計	518,983	1,058,106

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	2,590,980	61,219	48,478	2,603,721	1,223,125	77,757	1,380,595
器具備品	528,578	61,280	23,711	566,148	435,574	40,872	130,573
土地	1,011,663	60,585	—	1,072,249	—	—	1,072,249
有形固定資産計	4,131,222	183,086	72,189	4,242,119	1,658,700	118,630	2,583,418
無形固定資産							
ソフトウェア	38,104	1,800	—	39,904	36,713	2,169	3,191
電話加入権	9,438	—	—	9,438	—	—	9,438
その他	1,095	—	—	1,095	317	73	777
無形固定資産計	48,638	1,800	—	50,438	37,031	2,242	13,407
長期前払費用	8,797	13,203	12,383	9,618	4,971	10,551	4,646

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物

 空調設備更新3店舗分 54,400千円

土地

 事業用地 60,585千円

器具備品

 社有車14台 25,309千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	—	—	—	—
その他有利子負債（1年以内）				
信用取引借入金	1,055,187	1,502,506	0.60	—
社内預金	217,991	236,731	2.70	—
合計	1,273,178	1,739,238	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 社内預金は貸借対照表上の流動負債の部の「預り金」に含めて表示しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
(引当金) 貸倒引当金	619	880	—	619	880
賞与引当金	230,580	532,670	475,570	—	287,680
役員賞与引当金	56,660	99,470	56,660	—	99,470
役員退職慰労引当金	384,179	14,741	—	—	398,921
(特別法上の準備金) 金融商品取引責任準備金	16,164	4,560	—	—	20,724
商品取引責任準備金	958	0	—	—	958

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」の欄は、洗い替えによる減少額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金・預金

区分	金額（千円）
現金	71,301
預金	
当座預金	248,472
普通預金	5,996,078
郵便貯金	278,276
外貨預金	259,225
計	6,782,054
合計	6,853,356

② 預託金

区分	金額（千円）
顧客分別金信託	5,690,000
金融商品取引責任準備預託金	16,164
商品取引責任準備預託金	958
商品委託者保護基金区分預託金	5,000
商品委託者保護基金分離預託金	5,000
合計	5,717,122

③ 信用取引資産

区分	金額（千円）
信用取引貸付金 （顧客の信用取引に係る株式の買付代金相当額）	3,081,714
信用取引借証券担保金 （貸借取引により証券金融会社に差入れる借証券担保金）	109,690
合計	3,191,404

④ 信用取引負債

区分	金額（千円）
信用取引借入金 （証券金融会社からの貸借取引に係る借入金）	1,502,506
信用取引貸証券受入金 （信用取引に係る顧客の有価証券売付代金相当額）	132,267
合計	1,634,773

⑤ 預り金

区分	金額 (千円)
顧客からの預り金	4,434,961
有価証券譲渡益税等預り金	840,325
社内預り金	243,202
その他の預り金	32,769
合計	5,551,259

⑥ 受入保証金

区分	金額 (千円)
信用取引受入保証金	1,037,537
商品先物取引受入証拠金	7,392
合計	1,044,929

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益 (千円)	980,586	2,096,283	3,417,953	4,973,159
税引前 四半期(当期)純利益 (千円)	287,767	656,504	1,195,352	1,893,088
四半期(当期)純利益 (千円)	195,105	413,279	744,938	1,205,898
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	73.35	155.37	280.06	453.36

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	73.35	82.02	124.69	173.30

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.imamura.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第81期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） 2020年6月22日北陸財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第81期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） 2020年6月22日北陸財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第82期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月11日北陸財務局長に提出。

第82期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） 2020年11月10日北陸財務局長に提出。

第82期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日） 2021年2月9日北陸財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2020年6月25日北陸財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記(4) 臨時報告書の訂正報告書） 2020年10月5日北陸財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月23日

今村証券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 和 男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 藤 眞 弘 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている今村証券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第82期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、今村証券株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>今村証券株式会社の当事業年度末の貸借対照表において、注記事項「(重要な会計上の見積り) 1. 固定資産の減損損失の認識要否判定」に記載のとおり、有形固定資産が2,583,418千円計上されており、総資産の13.0%を占めている。</p> <p>これらの固定資産は、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として認識される。</p> <p>会社は、減損損失の認識の要否の判定における資産のグルーピングを店舗単位としている。当事業年度においては、一部の店舗で主要な資産である土地の市場価格の著しい下落が認められ、減損損失の認識の要否の判定を行っているが、いずれの店舗も割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識は不要と判断している。</p> <p>当該判定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した店舗別の中期経営計画を基礎としている。中期経営計画の作成に当たっては、営業収益に影響する東京証券取引所の株式売買代金やGDP年間成長率、金利動向などの仮定に新型コロナウイルスの感染拡大による影響を織り込んでいる。</p> <p>また、将来キャッシュ・フローの見積りは、過去の中期経営計画の達成率を加味した上で、店舗別実績キャッシュ・フローの平均値を上限とする補正を行っている。店舗別実績キャッシュ・フローの平均値の算出に当たっては、景気変動サイクルを考慮して平均化の対象とする期間を設定している。</p> <p>会社はこのように将来キャッシュ・フローを見積っているものの、金融商品取引業という業種の特性上、会社の経営成績は経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受けることから、将来キャッシュ・フローを合理的に予測することは難しく、高い不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産に関する減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産の減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。これには以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 会社の中期経営計画が、会社の定める規程等に準拠して策定されるための内部統制の有効性の評価 • 会社の減損損失の認識要否の判定が、会計基準及び会社の定める規程等に準拠して行われるための内部統制の有効性の評価 <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 将来キャッシュ・フローの見積り期間の前提となる主要な資産が土地であることの合理性を評価するため、今後の出退店計画及び店舗に係る固定資産の保有方針について、経営者に対して質問したほか、関連資料を閲覧した。 • 中期経営計画における営業収益の達成見込等について経営者に質問したほか、会社の商品別販売計画等を閲覧し、中期経営計画の策定に当たり経営者が採用した仮定と外部機関の公表情報との整合性を確認した。 • 新型コロナウイルスの感染拡大の収束見込を中期経営計画にどのように反映したのか経営者に質問したほか、関連資料を閲覧した。 • 店舗別実績キャッシュ・フローの平均値を上限とする補正方法の合理性を評価するため、各店舗の将来の経営環境の変化の兆候やその影響を経営者に質問したほか、将来の経営環境に対する経営者の認識と預り資産や顧客数の実績の推移等との整合性を確認した。 • 外部機関が公表する景気循環関連のデータを参考に、店舗別実績キャッシュ・フローの平均値の算出のために用いる平均化の対象とする期間の合理性及び継続性を検討した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、今村証券株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、今村証券株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 2021年6月23日

【会社名】 今村証券株式会社

【英訳名】 The Imamura Securities Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 今 村 直 喜

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 石川県金沢市十間町25番地

【縦覧に供する場所】 福井支店
(福井県福井市新田塚一丁目80番36号)

富山支店
(富山県富山市本町6番20号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長今村直喜は、当社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を定めました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は、投資・金融サービス業という単一の事業を営み、本社部門及び営業店において統一した規程やマニュアルにより業務が処理されており、子会社及び関連会社を有していないため、本社部門及び営業店をまとめて一つの重要な事業拠点としております。

重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、受入手数料、トレーディング損益、金融収益、信用取引資産及び信用取引負債に係る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、取締役社長今村直喜は、2021年3月31日現在における財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 2021年6月23日

【会社名】 今村証券株式会社

【英訳名】 The Imamura Securities Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 今 村 直 喜

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 石川県金沢市十間町25番地

【縦覧に供する場所】 福井支店
(福井県福井市新田塚一丁目80番36号)

富山支店
(富山県富山市本町6番20号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長今村直喜は、当社の第82期(自2020年4月1日 至2021年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

